
平成29年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

平成29年6月12日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成29年6月12日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鑓水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	石井 好貴君

総務課長	楠原 康成君	会計管理者	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			安元 正徳君
生涯学習課長	瀧内 英敏君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君		
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
うきはブランド推進課長			田籠 正規君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	権藤 精二君
浮羽市民課長	山田 昭紀君	自動車学校長	高木 慎君
うきはブランド推進課参事			樋口 一郎君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（榊川 正男君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（榊川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許します。10番、岩佐達郎議員の発言を許します。10番、岩佐達郎議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 改めまして、皆さんおはようございます。

許可をいただきましたので、質問に入りますが、私、昨年の9月議会、12月議会、そして、ことし、今回6月議会と、3回続けて1番くじを引かせていただきましたので、きょうもトップバッターとして、きょうはまず、姫治地区小学校の統廃合について、次に、新川・田籠の景観対策について、そして、最後に空き家対策についての3項目、お尋ねをしてまいります。

それでは、まず初めに、姫治地区小学校の統廃合についてお尋ねをいたします。

うきは市においては、合併当初より、小規模、姫治3校に関しては、統合は考えていないとしてきました。小規模校教育のよさを生かした具体的な取り組みとして、平成21年度から姫治小学校では、山村留学。そして、その後、小規模特認校制度等も導入してきました。しかし、児童

数の減少に歯どめはかからず、入学生がゼロの学校も出てくるようになり、市としても姫治地区3小学校の今後のあり方について、平成25年の行革委員会の答申も受け、平成27年度より本格的な協議に入り、保護者へのアンケートも実施し、平成28年度には姫治地区小学校再編庁内検討委員会を設置し、11月には、市の総合教育会議で、小学校の適正規模、適正配置の大きな方向性について話し合いがなされました。

そこで、うきは市としては、平成32年の小学校の新学習指導要領実施までに、姫治地区3校を御幸小学校に統合する方向性を打ち出しました。その後、12月の全員協議会に市の方向性が示され、12月の議会では、2名の議員さんが統廃合について一般質問を行っています。

その内容は、小学校がなくなると地域が寂れる。少人数では本当の教育ができなくなり不安であるとの両方の意見が出されている。地元での意見調整を今後どのように図っていくのかとの質問に、市長は、「平成32年の小学校の新学習指導要領が全面実施されるまでには、姫治地区の3校を御幸小学校に統合するという軸で、しっかり、丁寧に子供の視点、地域の視点を基軸にして進めていく方向性を示したところですよ」と答弁されています。

また、姫治地区3校は、統合を望む方と、地域が寂れることを危惧し、反対する方の相反する意見があるが、具体的にどう説明するのかとの質問に、市長は「平成32年、御幸小学校に統合する方向性を学校教育課、市民協働推進課、生涯学習課などの関係部署連携で説明し、御意見を賜って対応策を探っていきます」と答弁されています。

また、ことし3月議会の予算審査の折、私が姫治3校の統合の方向性に関する地域への説明は急ぐべきではないかとの質問に、「議会終了後には早速説明に参ります」と学校教育課長の答弁もいただいています。

今、4月26日に、妹川地区、5月には新川・田竈地区、6月9日には小塩地区で、地域住民を対象に説明会が開催され、6月2日には妹川地区、6月5日には姫治地区で保護者並びに保護者予定者の方々を対象に説明会が開催されています。

そこでお尋ねをします。

まず市長は、姫治地区3校の統合については、子供の視点、地域の視点を基軸にしっかりと丁寧に進めていく。また、関係部署連携で説明し、御意見を賜って対策を探っていきますとも言われていますが、説明会での地域の反応と、それを受けての今後のスケジュールをお伺いしたいと思います。

そして、次に、姫治地区3校のPTAの中には、一刻も早く統合を進めていただきたいとの声もあるし、また、地区によっては絶対反対の声もあるようだが、今後の対応をお聞かせください。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま姫治地区小学校の統廃合について、大きく2点の御質問をいただきました。

現在、教育長を中心に、姫治地区での小学校再編説明会を実施しておりますので、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の姫治地区3校の統合についての地域住民の方の反応と、今後のスケジュールの御質問でございますが、姫治地区3小学校の統合につきましては、先ほど議員の御指摘もございましたが、平成28年11月2日開催のうきは市総合教育会議において、平成32年度に小学校の新学習指導要領が全面实施される前までには、姫治地区の3校を御幸小学校に統合するという方向性を示し、平成29年3月に市議会において承認いただきました、うきは市公共施設等総合管理計画におきましても、基本方針として、小塩小学校、姫治小学校、妹川小学校については、うきは市総合教育会議等における検討結果を踏まえ、小学校新学習指導要領の全面实施前までに御幸小学校への統合を進めます。実施に当たっては十分な説明を行い、保護者や地域の理解促進に努めます。

なお、再編後の学校施設については、地域振興等の拠点施設として有効な活用方法を検討しますとしています。

平成29年4月からは、妹川、新川、田籠、小塩地区自治協議会の御協力をいただき、小学校再編説明会を4地区で開催いたしました。

地区説明会には、教育長、学校教育課長、生涯学習課長だけでなく、地域振興の関係より、市民協働推進課長も参加しています。

また、自治協議会では、地区住民の方にも説明会参加の呼びかけをしていただきました。

地区説明会については、第1回目を終了しまして、現在、小学校ごとに平成35年度までの小学校入学予定の保護者を含めて、児童保護者を対象に説明会を開催しているところでございます。

既に妹川小学校、姫治小学校の説明会が終了し、今後、小塩小学校の説明会の開催を予定しております。

地域住民の方の反応でございますが、複式教育のあり方について、統合の前倒しはできるのか、統合後の通学の交通手段等、多様な御質問、御意見をいただいております。

自治協議会役員の方からは、地域の活性化について考えてほしいとの意見も出されております。

今後のスケジュールでございますが、各地区での説明会、保護者等説明会が一巡終了しましたら、妹川、新川、田籠、小塩地区自治協議会及び各小学校保護者代表で報告会を兼ねて合同協議の場等を設定し、統合に向けての調整を図っていく予定です。

2点目の今後の対応についての御質問でございますが、今後のスケジュールともかかわってき

ますが、議員の御指摘のように、早く統合を進めていただきたいという声はあります。市としては、新学習指導要領が実施される前までに、すなわち、平成32年4月1日前までに御幸小学校への統合という方針でございますので、平成30年度、または平成31年度からでも希望があれば統合も検討していきますが、このことについても地域の合意が必要だと考えています。先ほども回答いたしました、合同協議の場等で調整を図ってまいります。

○議長（榊川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 教育長のほうから答弁をいただきましたが、さっき質問の折に触れましたように、この小学校の統廃合、12月議会で市議さんから一般質問がありましたが、そのとき、市長のほうから答弁いただいているわけですね。そういう形の中で再度確認ということで、今、それぞれ4地区の住民代表、住民の方々の説明は終了した。そして、今、妹川と姫治小学校の保護者、保護者予定者の方に対する説明会が終了しているけど、まだ小塩が残っているということですね。そういうことで、その説明会での地域から、また、保護者から出されたさまざまな意見、要望、声は、それぞれ市長は説明会には出席されていませんので、その場の雰囲気はわからないと思うんですけども、それぞれ教育長なり担当課長から報告は受けておると思うんですね。その報告を受けて、この市が進めようとする統廃合の地域への説明、初めて行われたわけですが、それに対する地域のどういう考えをしているのか、そのあたり、市長が報告を受けて、市長自身、どういうふうに思われているのか、率直な御意見をお伺いしたいと思います。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、地元説明会を鋭意、教育長を中心に進めさせていただいているんですけども、説明会の都度、教育長からは報告をいただいているところであります。

先ほど教育長のほうから答弁にありましたように、さまざまな意見が出ております。ある地区については、もっと早く前倒しできないかとか、あるいは統合後の交通手段を心配されている。あるいは地域が寂れるのではないかと、地域の活性化策はどうするんだと、さまざまな御意見をいただいているところであります。

今、議員御指摘のように、一部地域、保護者の説明会がまだ済んでおりませんが、それが明けたら、先ほど教育長が答弁していますように、合同協議の場を設けまして、丁寧に、しっかり市の方針、つまり、平成32年度から新しい学習指導要領が実施されるわけでありましたが、それ以前に御幸小学校へ統合するという基本方針は出ておりますので、この基本方針を御理解を得るべく、丁寧に丁寧に対応するように、教育長のほうにはその都度指示をさせていただいているところであります。

○議長（榊川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、地域の反応も聞かれているということですが、先ほ

ど教育長のほうから今後の進め方の中で、合同の協議会を設置するというので、今、それぞれ説明会がある程度終了して、さまざまな、今言われるように意見要望等が出されていますので、そのあたりを集約して、今後、どういう形で進めていったのがいいのかという話し合いの場が合同協議の場だろうと思うんですけど、それをできるだけ早急に、あと小塩が1つ残っていると、それを先にやっていただいて、協議の場を早急につくり上げていただいて、前へ進めていくことになるかと思いますが、ここで、次にお伺いしたいのは、市が御幸小学校に統合するという方向性は示されています。だけど、今、また合意形成に向けて進んでいる段階なんですけど、合同協議の場を設けて、今度はある程度そこで方向性が合意ができれば、次の段階の準備委員会とか、そういう形の設置になっていこうかと思うんですけど、平成32年、小学校の新学習指導要領が完全実施されるまでにはということですが、それまでに統合するには、タイムリミットはいつまで、その合意形成をとって準備委員会なり、協議の場に入っていく必要があると考えているのか、タイムリミットをお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 今のタイムスケジュールの件でございます。

私は、まず地元の皆様、保護者の皆様、そして、これから保護者になられる皆様方、そういう皆様方の意見を丁寧にお聞きすべきだろうというふうに思っております。ですから、今度近々、また調整等を図っていこうと思いますが、予定しております合同協議の場等の御意見をまず真摯にお伺いしながら、考えを深めてまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 32年に統合を終了するには、いつまでに進めていく必要があるのかを。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 何をもっていつまでというのは、非常になかなか難しい部分がございます。準備とか子供たちの交流とかありますけれども、県のほうのいろんな次年度予算等、あるいは学級再編の問題とか、そういうものもございますので、どんなに遅くても明確にしなくちゃいけないのは、32年度の4月1日であるならば、前年度の早い段階で明確にしないと、最低、どんなに遅くても対応しなくてはいけないのではないかと思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、32年4月1日からスタートするには、前年の早い時期までにはということですね。はい。

それでは、この件に関して、まだ今進行中ですので、なかなかはっきりしないものが多いようですが、最終的に伺いたいのが、この統合のあり方という形の中で、私も地区住民への説明

会、そして保護者への説明会にも一部出席させていただいて、御意見もちょっとお伺いはしているんですが、そのとき保護者から、さっきも話がありましたように、方向性が出された以上、32年4月1日より早く統合できないかというふうな御意見もあったようですし、もし反対の地区が出た場合、統合はどうするのか、先送りするのかというふうな話も出ています。そして、賛成の地区のみで統合を進めるのかというふうな意見も出ていますが、市長にお伺いしたいんですが、32年4月1日より早く統合があるのか。また、どうしても、今、一生懸命合意形成を進めていくと、丁寧に説明をして合意形成は進めていくということですが、その合意形成ができない場合、合意がなされた地区だけでも統合をするのか、全校の合意がなされないならば統合はしないのか、どうするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これまでも再三答弁させていただきましたように、先ほども教育長も答弁をしているように、このたび文部科学省のほうから学習指導要領、新しい指導要領が、ことしの3月31日に改訂告示をされました。御案内のように10年ごとにこの見直しがなされているのですが、今回の改訂は、すごい、今までにない大きな改訂というふうに位置づけております。

いろいろな要素があるんですけども、私が一番問題視、思っているのは、アクティブ・ラーニング、こういう表現は採用されませんでしたけども、もっとわかりやすく言いますと、主体的、対話的で深い学びということが大きな基軸です。この方針をしっかりとやっていくためには、やはり多くの子供さん、いわゆる多くの学生の中で学び合うということが必須でございます。したがって、32年度以降実施になるわけでありましたが、それ以前に統合する方針を出させていただいておりますので、ぜひそれは御理解を得るべく、しっかり丁寧に説明を加えていきたいと思っております。

今、私どもが考えなくちゃいけないのは、やっぱり子供さん本人の視点、あるいは保護者の視点、そして、地域の視点と、三者三様、いろいろお話をお聞きしているんですけども、若干、立場によって、いろんな御意見が出ておりますが、一番重要なのは、やっぱり将来を担う子供の視点に立って、どう英断していくか、これが私に課せられているのではないかと、このように思っております。そういう面でいきますと、不退転の覚悟で、丁寧に説明して理解を得たい、このように思っているところであります。

また、そういう中で一部地域で、ぜひ32年を待たず、前倒しで統合したほうがいいのかという御意見も確かに伺っております。そういう地域については、しっかり地元の意見を尊重しながら、柔軟に対応していきたい、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それと、もし反対の地区があった場合は、そこは統合を見送る

のか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） そのようなことがないように、しっかり、丁寧に説明を重ねていきたい
と思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） この件に関しては、現在進行形ですので、やっぱり今言うよう
に、できるだけ早く合同の協議の場を持っていただいて、そこでしっかり方向性を協議してい
たいて先に進んでいくということが必要だろうと思っておりますので、そのあたり、できるだけ
早く取り組んでいただいて、この統廃合問題、早急な解決をしていただくように強くお願いをし
まして、この件を終了したいと思います。

それでは、次に新川・田籠の景観対策についてをお伺いしてまいります。

新川及び田籠地区は、湧水や豊かな水系によって発達した石垣による棚田が多く見られます。
また、国の重要文化財に指定されているくど造り民家平川家住宅を初めとして、カヤぶき民家が
多く残っており、伝統的瓦ぶき民家等、それらが谷に沿って連続する魅力的な景観が見られます。

新川・田籠地区の集落風景や棚田がつくり出す山里の原風景は、全国的にも重要なものであり、
市の財産とも言えます。

このことを受け、市は、地域を重要伝統的建造物群保存地区として申請し、選定を目指し、平
成24年7月9日、隈上川上流の山村集落71.2ヘクタールが、伝統的建造物群保存地区とし
て選定を受けました。

保存地区の民家や棚田、水路等は、人々の生活や生業とともに維持されてきましたが、過疎化、
高齢化が進み、今ではそれらの存在が危ぶまれる状況となっており、これらの保存、継承するた
めに、何らかの手立てが必要となっております。喫緊の課題でもあります。

そこで、市が進める新川・田籠地区の景観対策についてお尋ねをします。

まず、伝統的建造物群保存地区及び街なみ環境整備事業地区に選定されている新川・田籠地区
の伝統的建造物群保存事業等の現状と課題をお伺いします。

次に、今後、市は、新川・田籠地区の重要文化的景観の選定も進めるとし、伝建と地域の生活、
生業に根差した景観を対象とし、その文化的価値を評価し、地域で守り、次世代へと受け継ぐ制
度としての文化的景観のダブル選定を目指すとしていますが、選定後の景観保全に向け、どのよ
うな事業を展開しようと考えているのか、市長の所見をお伺いします。

最後に、今後、新川及び田籠地区での過疎化、高齢化は、急速に進むと思われるが、空き家や
荒廃地の急増も予測されるが、今後の保存計画と推進体制をお伺いいたします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま新川・田箆の景観対策について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、伝統的建造物群保存事業の現状と課題についての御質問であります。伝統的建造物群保存地区の制度は、文化財保護法の規定により、周囲の環境と一体をなして、歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で、価値が高いもの及びこれと一体をなして、その価値を形成している環境を保全することを目的としているところであります。

新川・田箆地区は、平成24年7月9日に、国から重要伝統的建造物群保存地区として選定を受け、現在の特定物件の数は、建築物が167件、工作物が990件、環境物件が33件となっております。

地区内の整備の状況は、平成24年度から平成28年度までに16件整備し、平成29年度に6件整備する予定でありますので、合計、予定を含めまして22件となります。

整備の内容につきましては、特定物件である母屋を初め、土蔵や附属屋や鳥居、灯籠、石垣等を国と県、それに市の補助を受け、所有者による整備をすることとなっております。

市といたしましては、今後も文化庁などの補助制度を活用しながら、保存計画に基づいた地区内の整備に取り組んでまいります。今後、高齢化や過疎化により、この制度を活用する人が減少するのではないかと懸念されるのが大きな課題だと考えております。

2点目が、文化的景観選定後の景観保全に向けた事業についての御質問であります。平成24年度から新川・田箆重要伝統的建造物群保存地区を含めた新川・田箆地区全体の約145.9ヘクタールの、議員が御指摘する環境保全等を図るため、街なみ環境整備事業範囲として区域を設定しております。

伝統的建造物群保存地区の地域固有の風土や生活文化に根差した生活環境の再生と、生活基盤の回復と防災、水害からの復興とにぎわいづくりを目的とし、街なみ環境整備事業を展開しているところであります。しかしながら、街なみ環境整備事業は時限立法であるため、現在のところ、平成33年度までの事業計画が認められている状況であります。

このような中、今後、国から重要文化的景観の選定を受けることができれば、恒久的に新川・田箆地区の環境整備を進めることが可能となり、結果として、地域の歴史的、かつ文化的な地域景観の適切な維持保全につなげることができることとなります。

具体的な事業内容は、通路整備、防災施設整備、案内板等の設置、家屋や石垣等の修理等が考えられますが、事業の補助率、家屋等の修理・修景基準などは、現在検討をしているところであります。

3点目が、今後、過疎化、高齢化が進み、空き家、荒廃地の増加が予測される中、今後の市の

保存計画と推進体制についての御質問であります。新川・田籠地区は、伝統的なカヤぶき、瓦ぶき民家、棚田の石垣や長大な井手、さらには、現在でも祭祀の舞台となっている神社やお堂が数多く残されております。

本年度作成予定の新川・田籠地区文化的景観保存計画では、これらの文化的価値を損なわないよう配慮しながら、地域内での現状変更に関して、修理・修景の基準を設け、文化財としての価値の保全を図ります。

また、地域住民の長い営みの継続によって守られてきたこれらの文化財を、今後も守るため、行政、所有者、そして地域が一体となった推進体制を図りながら、新川・田籠地区が将来にわたって居住が継続できる、魅力あふれる生活の場として機能するよう、保存と整備に努めてまいります。

市の推進体制でございますが、移住・定住を支援する地域おこし協力隊を、うきはブランド推進課に配置して、空き家バンクの運営を初め、短期滞在にはつづら山荘、農家民宿馬場、日森園山荘などを紹介しておりますし、移住希望者には新川地区のお試し居住施設うきは百年邸を御案内するなどして、新川・田籠地区への移住・定住の推進を図っているところでありますが、新たな空き家活用の取り組みの検討も行ってまいりたいと考えております。

あわせて、自治協議会や地域団体等と連携を図り、空き家、荒廃地がふえないよう、継続的な取り組みを進めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、再質問に入りますが、今、市としては、文化的景観の選定に向けて、今準備を進めているということですが、さっき質問の中でも触れました文化的景観というのは、地域の生活、生業に根差した景観を対象として、その文化的価値を評価し、地域で守り、次世代へと受け継ぐ制度ということですが、市はそういうことで、平成29年度文化的景観保存事業景観計画策定委託料というのを400万円計上しているんですが、この文化的景観の選定に向けての関係地区住民のやっぱり同意も必要だろうと思うんですが、そのあたり、関係地区住民への説明、また住民の方々のさまざまな意見を聞く必要もあると思うんですが、そのあたりはどういうふうに進めようとしているのか、何か進捗状況がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 平成29年度の計画なんですが、本年度につきましては、制度設計とか、調査報告書の作成、保存計画の作成を計画しております。

それとあわせて、所有者への説明会と同意書の取りまとめを計画しているところでございますので、本年度中に地元への説明会を開催したいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） はい、わかりました。

それでは、次へ進みますが、市が今進めております伝統的建造物群保存地区、それと文化的景観を導入し、古民家群や景観の保全を進めて、地域の活性化を図ろうということは理解できます。ところが、今、この地区では、御承知のように棚田オーナー、そして、棚田を守る会、都市と山村交流プロジェクトなどのさまざまな取り組みがなされていますし、また、この地域で頑張って景観を守っている人々もいます。そういう人々の生活を維持して、住み続けられる仕組みをつくるというのが僕は前提だろうと思っているんですが、その仕組みづくりを今後つくっていく必要があると思いますが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、まさに仕組みづくりが一番重要だと思っております。

一般論であります。もう中山間地域というのは、いわゆる傾斜地などの条件不利性ととも、鳥獣被害の増加、あるいは人口減少、高齢化、担い手不足等で厳しい環境にあります。新川・田籠地区も同様であります。

しかし、一方、平地と比較しますと、豊かな自然、景観、気候、風土条件を生かして、いわゆる収益力のある農業を営むことができる可能性も秘めているのではないかと、このように認識をしているところであります。やはり、新川・田籠が有している清らかな水、冷涼な気候、あるいは棚田の歴史等の中山間地の特色を最大限生かして、しっかり経営展開につなげるように、いろいろ、いろんなところと今、協議をさせていただいております。

総務省におきましても、そういう視点で、例えば、ふるさとテレワーク推進事業、新川・田籠地区は、光ファイバーが敷設されて、まさに平地と逆転現象というか、高速通信で、東京都内と同様にネットビジネスができる、そういうことを生かすことも重要ではないかと、そういうこともいろんな機関と相談をさせていただいておりますし、あるいは総務省が進めます地域経済好循環推進プロジェクトの中に、ふるさとワーキングホリディあたり、お試しサテライトオフィス、地元の方が安心して暮らすためには、やっぱり一部、外部からの移住、定住も視野に入れて、それをただ住まいとするだけではなくて、ビジネスにつなげるような、そういうことも非常に重要ではないかと、このように思っているところであります。

そういう中で、しっかり売り込みをする中において、もし今回、今我々が進めています文化財の一種である文化的景観が文化庁から認められますと、我が国初の同一地域の伝統的建造物群保存地区、そして文化的景観、今、日本国内、全国も同じ地域でダブル文化財を指定を受けている

ところは一切ありません。多分このうきはというか、新川・田籠が全く日本初のダブル選定ということになると思います。

そういうことを大きなセールスポイントとして、しっかりビジネスを生むようなセールスをすることも重要だと、このように認識をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 今、仕組みづくりについて、ちょっと具体的な取り組みは御紹介いただいたんですが、その仕組みをしっかりとしたものにつくり上げる推進体制についてお伺いをしたいと思うんですが、やっぱり姫治地区、それぞれの集落がありまして、それぞれの集落によって、その形態が違うんですね。そういう形で、今、市としては、地域おこし協力隊を配置しているということですが、まだ地域と密着していないということがあろうと思いますので、やっぱりそれぞれ個々の集落の集落点検をしていただいて、集落を残すために、今できることは何なのかあたりをしっかりと地元の方と話し合いをしていただく。そして、その景観あるいは集落を守るための仕組みづくりを一緒につくり上げていただくために、そして、集落と市をつなぐ役割。そして、集落の住民の要望を行政に伝えるだけじゃなくって、住民がみずから取り組む必要があるものに対しては努力を促して行って、しかも一緒にやる、そういう人材を配置する必要があるんじゃないかということで、今言われた地域おこし協力隊、あるいは集落支援員等をもう少し配置していただいて、今のうちにしっかりと仕組みづくりをしていただく必要があるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 仕組みづくりは重要な課題だと、このように認識しております。先ほど答弁で、地域おこし協力隊、あるいはうきはブランド推進課との連携という話もしましたが、それにもとどまらず、農林振興課にも関連がありますし、市民協働推進課、あるいは健康という視点でいきますと保健課と、幅広く行政組織につながりがありますので、まさに横軸を張った、一体的な取り組みというのが望まれるんじゃないかと、この横軸を進めるのは市長である私の責務だと思っておりますので、議員の御指摘をしっかりと受けながら、さらに横軸が張った推進体制というのをしっかりと進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、この件、最後になりますが、やっぱり山間地の農村の原風景が、やっぱり新川・田籠地区、残っていると思いますので、さっきも言いましたように、この地域の景観、あるいはこの地域の集落を守るために今できることは何かということをしっかり、やっぱりその集落、個々に違いがありますので、点検をしていただいて、そこで方策を導き出す。そして、持続可能な仕組みづくりをつくり上げていく。そのために市も協働で進めていく

ことが必要だろうと思っておりますので、市長答弁いただきましたので、しっかり取り組んでいただくように要請をしまして、この件も終わりたいと思います。

それでは、最後になりますが、空き家対策についてお伺いをしていきたいと思っております。

この件に関しましては、昨年9月の一般質問で空き家対策について質問させていただきましたが、ちょっと時間不足で不十分でしたので、再質問というような形で今回質問をさせていただきますと思います。

9月議会での1項目めの質問、うきは市が進める空き家対策の現状と課題についての質問に、市長は「空き家対策特別措置法の施行を受け、平成28年度より空き家全般に関する対応を図っているところです。具体的な取り組みとしては、28年度空き家実態調査を実施し、その後29年度に空き家所有者に対する適切な管理の促進、有効活用についての意向調査を行い、今後の施策を含め、うきは市空き家等対策計画の策定に向けた検討を行ってまいります」と答弁されています。

2項目めの空き家の利活用の取り組み及びその推進体制については、「25年度より空き家バンク制度を創設し、延べ24件の登録をいただき、そのうち16件の成約を見ており、その中の13件については市外の方であり、事業が空き家対策とともに移住定住に結びついている。なお、空き家バンク制度の推進体制については、現在、うきはブランド推進課地域振興係で業務を行っているところです」と答弁されています。

また、推進体制については、地域の実情をよく知って、地域に即した対応ができる自治協議会との連携も必要ではないかとの再質問に、市長は「自治協会とも連携を図りながら、空き家対策の解消、利活用に向けた取り組みを進めてまいります」とも言われています。

そこで今回は、空き家対策について、次の2項目、お尋ねをいたします。

まず、平成28年度、空き家調査を実施し、うきは市の空き家の数は776件、本年度、それらの空き家の所有者に意向調査を行い、その結果、課題も浮き彫りになると思われるが、それらを受け、うきは市空き家等対策計画を策定するとしているが、その計画の基本的考えと、その推進体制について市長に所見をお伺いします。

次に、3年目を迎える地方創生、うきは市ルネッサンス戦略の住居と仕事のマッチングを図ることにより、Uターン者、移住者の増大を図るとするジョブマッチング空き家対策プロジェクトの具体的な取り組みと、その推進状況を伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、空き家対策について、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目が、空き家等対策計画の基本的な考え方と推進体制についての御質問であります。平成28年度に実施した空き家実態調査の結果、市内には議員御指摘のとおり、776件の空き

家が存在しております。現在、所有者の特定作業を行っております。

特定作業終了後のことしの夏以降から、速やかに所有者に対して意向調査を実施いたします。意向調査を通じて、利活用可能な空き家につきましては、所有者に対し、空き家バンクや空き家リフォーム事業助成制度の取り組みを勧め、空き家の有効な活用を依頼していくこととなります。

うきは市では、定住促進の取り組みの一つとして、平成25年度から空き家バンク制度を創設し、空き家の所有者と買い手、借り手を結びつける事業に取り組んでおりますが、空き家バンク制度につきましては、広報誌や防災行政無線、チラシ等で登録の呼びかけを行うとともに、自治協議会等に出向き、説明等を実施し、登録の働きかけを行っているところであります。

今後とも、住環境建設課と、うきはブランド推進課が連携して進めたいと考えております。

一方、危険な空き家につきましては、老朽危険家屋等除却促進事業費補助金を活用した取り壊しを推進したり、あるいは改修をして、適正な管理を依頼していくこととなります。

また、地域防災、衛生、景観等の観点から、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている危険な空き家は、空き家等対策推進に関する特別措置法でも定められている特定空き家として認定し、改善が見られない空き家については、固定資産税の減免解除を行うこととなります。

2つ目のお尋ねの地方創生のジョブマッチング空き家対策プロジェクトの具体的な取り組みと、その推進状況についての御質問であります。このジョブマッチング空き家対策プロジェクトは、平成27年9月に策定した、うきは市ルネッサンス戦略で取り組むプロジェクトの1つでございますが、移住者で起業、創業したい方に空き店舗を紹介したり、就職を希望する方と求人募集を行う市内事業者とのマッチングを図ることが主な事業内容でございます。

これまでの具体的な取り組みでございますが、平成27年度に開設した創業支援窓口において、創業サポートを行う中で、空きテナント情報や、住居として空き家の情報が欲しいという希望があった際には、創業支援担当部と空き家バンク担当が連携して、情報を共有しながら物件を見つけるお手伝いをさせていただくというものでございます。

成果といたしましては、空き家バンクの物件を活用し、新川地区では野草等を使ったベーグル店舗が開業されました。小塩地区では、小塩の灯という一棟貸しの宿泊施設をオープンされた方もいらっしゃいます。

また、就職と求人のマッチングにつきましては、現在、市独自の職業紹介所を開設するところで検討を行っております。

この職業紹介所は、移住者だけではなく、市民にも身近な職業紹介所となるよう、市内の事業所を初めとした関係団体とも協力体制を整えながら、市による職業紹介事業の実施に向け、取り組んでまいります。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 答弁いただきましたが、空き家バンクについて、もう少しお伺いしたいんですが、今、市が空き家バンク制度ということで進めておりますが、私の昨年9月の一般質問の折には、現在、4件の物件が空き家バンクに登録されていますということで御報告いただいたんですが、今、うきは市の空き家バンクの登録物件、ホームページを開きますと、出てくるのが売買物件が2件のみなんです。そういうことで、776件あるのに対しては、非常に空き家バンク、物件不足じゃないか、少ないなと思うんですが、そのあたり、何か伸びない理由。

伸びない理由の中で、29年度より補助金等の対策もいただいておりますが、それでもまだ伸びていないと。

それとあと、せっかく移住してこられたけど、地域になじまない。地域との関係がうまくいかずに出ていってしまう方もおられるようですが、そのあたり、簡単にいいんですけど、市長、原因何だと思われますか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） まず、空き家バンクの今現在の件数、確かに2件ということで、件数的には非常に少ないような状況になっております。なかなか供給ができていないような状況でございます。

その登録に結びつかない主な理由といたしましては、1つは、物件そのものが既に老朽化し過ぎておまして、なかなか次に人が住むに当たってのいろんな経費がかかり過ぎる、そういう状況もございます。それと、あと相続等がなかなかできていなくて、売買等におきましては、相続の所有権移転までいけてない事例も相談を受けた中では数多くあるような状況でございます。

それと、あとやっぱり1つは荷物が入ったままで、仏壇等が残ったり、いろんな家財が残った状況で、貸すに当たっては、そういうものをどこかに保管する分のスペースがなかなかないということで、そういう状況もございまして、売ったり、貸したりというところまで進まなくて、空き家バンクの登録までは至っていないのが主な要因かというふうに認識しております。

それと、あと移住者が住まれて、なかなかなじめないで、また出ていかれるというような場合もあるかと思えます。そういう部分につきましては、地域の自治協議会とも協議、いろんな情報共有をしながら、そういう内容にちゃんと移住されている方にも地域の情報とかをお伝えできるような、そういう仕組みも今後つくっていきたいというふうには考えておりますので、そういうところで今後対応を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは、次の策定が予定されています、うきは市空き家等対策計画の策定なんです、本年度、所有者に意向調査を行うということですが、さっき課題の報告をいただきました。そのあたりの問題も浮き彫りになってくるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりを反映して、今度新しい対策計画が策定されていくことになると思いますが、本年度、意向調査委託料229万円は計上されていますが、計画策定委託料というのは、計上されていなくて、聞くところによると関係職員で策定するというふうなことも聞いておりますが、いつまでに策定しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○住環境建設課長（江島 高治君） 今御質問の計画でございますが、先行事例等が結構ございます。そういったところを参考にしながら、年度内でこの計画を立てていこうというふうに今計画をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） はい、年度内に策定することでお伺いをしました。

それでは、次に進みますが、ジョブマッチング空き家対策の件ですが、さっきちょっと市長も話されたITを活用して、場所にとらわれず、自宅や共有のオフィスなどで仕事ができる仕組みのテレワークというのがありますね。これは国が働き方改革として推進しておりますし、各地方自治体が熱い視線を送っているとも言われていますが、さっき市長も言われるように、姫治地区は光ファイバーが整備されていまして、快適にインターネットが利用できる環境は整っているんですが、例えば、これは具体的な話なんですけど、四季の舎ながいわあたりを活用して、サテライトオフィスあたりで、そこでそういう拠点をつくり上げていく。そのあたりも何か一つあるのかなと思います。そして、あと、姫治地区の空き家あたりを活用したジョブマッチング事業を推進していくことも必要だろうと思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘のとおりであります。先ほども光ケーブル、高速通信を生かしたネットビジネス、ずっとそういう思いで、いろいろ東京に上京した折に、いろいろな働きかけ等々をやっているんですが、まだ全然成果があらわれないのは、本当に不徳の致すところだと、このように思っております。しっかりそういうのは、いろいろ、いろんな方にPR、地域の自然環境豊かな、景観豊かなこの地域のPRというのをしっかりさせていただいておりますので、また粘り強くそういう働きかけ等々、国のほうもいろんな制度が充実してまいっておりますので、しっかりやっていきたいと、このように思います。

それから、議員も御承知かもしれませんが、今年9月に新しい法律、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法というのが成立をいたしました。これを見据えて農林水産省も農泊の推進というのを今年度大きな事業の柱に捉えております。まさに中山間地域、新川・田籠を初め、あと小塩、妹川と、まさに風光明媚な自然環境、景観を有するところでもありますので、こういう農泊についても視野に入れながら、基本はやはり移住・定住、そして、あとネットビジネス、さらには交流人口ということで農泊と、いろんな仕掛けをかけて取り組みを図っていききたい、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それと、空き家バンク並びに移住してきたけど、地域となじめず出ていく方が見られるということなんですが、その原因が、やっぱり思っていたのと違っていたというミスマッチだろうと思うんですけど、これに関しては、既に移住してきている人が、新たな移住者に、うきは市のその地域のよい面も悪い面も全て伝えることが必要ですし、そういうことで住民レベルでの対応が必要だろうと思うんですね。そういうことで、例えば、うきは暮らし協議会とか、移住支援、古民家再生、あるいは企業支援、あるいは対話支援などを担う、そういう団体を設置していただいて、住民、移住者に寄り添った仕組みづくりも必要ではないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりでして、間々そういう事例が見られるというのは承知をしているところであります。そういう中で、お試し居住という制度も進めさせていただいておりますし、また、いきなり移住・定住の前に、もし仮に福岡市内の方がそういう意向を持っていたときには、お試し居住とあわせて、何かまずは交流というか、福岡から何度も通勤形態でうきはに携わっていただいて、その後、ここに定住していただくような、そういう柔軟な取り組みも必要ではないかと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） それでは時間のほうも押してきましたので、今協議しています空き家、これはやっぱり地域資源と捉えて、ルネッサンス戦略でも策定されていますように、確実な事業を推進していただきたいと思っておりますし、新しくつくられる策定計画、対策計画あたりが、実効性のあるものになるためには、しっかりした推進体制だろうと思っておりますので、しっかりした推進体制をつくり上げていただいて、この事業を推進していただくように、そうすると今、国も古民家を活用した観光振興を推進するとも言われていますので、そのあたりもしっかり対応していただきたいということを強く申し上げまして、私のきょうの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで10番、岩佐達郎議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、9番、諫山茂樹議員の発言を許します。9番、諫山茂樹議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 9番、諫山でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告書に従いまして、3つの件名について質問いたします。関連質問をたくさん用意しておりますので、答弁は簡潔にお願いしたいと思います。

まず、3つのうちの1つの件名であります。高齢運転者等の安全対策と免許証自主返納について質問いたします。

平成29年3月12日より改正道路交通法が施行されました。75歳以上の運転者が起こす交通事故において、認知機能の低下が交通事故に相当の影響を及ぼしているという調査分析等に基づき、現行の認知機能検査、高齢者講習制度の見直しが行われるものと認識しております。

なお、75歳以上の運転免許保有者は、2016年末時点で約513万人と10年前から倍増しており、75歳以上の運転者による死亡事故は2015年には458件あり、死亡事故全体に占める割合は2005年には7.4%だったが、2015年には12.8%に達しております。その中で、認知機能低下に起因すると思われるものが多くを占めておると言われております。

このように、高齢者が運転する事故は右肩上がりに上昇し、大きな社会問題になっております。

5月2日には、大分市で76歳の運転する車が病院に突入し、13人を負傷させました。うきは市では、うきは市民の運転ではなかったのですが、田籠地区において重大な事故が発生しており、横浜市では、登校中の小学生の列に突っ込む事故や、長崎市を初め、他の地区でも高速道路を逆走するなど深刻な事案が多発しております。

なお、警察庁の過去10年間のまとめによりますと、ブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故が全国で4,000件を超え、そのうち65歳以上の高齢者が7割を超えていると。また、高齢ドライバーは全免許保有者の2割ほどで、専門家は身体的な衰えが重大事故につながっていると指摘しております。警察庁では、年間約5万人が医師の診断を受け、約1万5,000人が免許取り消しなどになると試算しておるようでございます。

そこで質問いたします。1つ目、加齢による運転能力や判断力の低下、認知機能の低下などが懸念されることで、改正道路交通法がことし3月12日に施行され、免許更新時に認知機能検査が強化されることなどに関連し、この機会に高齢運転者による加害事故抑止につなげる施策の展開が必要と思うので、その計画があるか伺いたい。また、県内では交通事故で被害に遭って亡くなられた方の53.1%は65歳以上の高齢者である現状から、安全・安心なまちづくりの一環として、事故に遭わない取り組みも重要になってきておりますので、その安全対策についても伺いたい。

2つ目、免許更新前の高齢者講習時に認知機能検査が強化されることで、自動車学校での検査時間や検査人員などが従来より大変厳しくなると考えるが、受講者に待ち期間など迷惑をかけることはないのか。あるいはどのような対応を考えておるのか。

3つ目、高齢運転者の事故抑止を図る目的で、本人が納得した上で免許証を自主返納しやすい制度を早急に構築することを提案するとともに、返納した人が日々の暮らしに困らないような代替案や特典、サービスなどを取り入れた施策の展開を図るべきと考えるので見解を伺いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま高齢運転者等の安全対策と免許証自主返納について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、高齢運転者による加害事故防止につながる施策、並びに安全対策についての御質問であります。高齢化の進行とともに、近年、高齢運転者による交通事故が増加をしており、その対策が求められてきております。

国におきましても、その対策の一つとして、議員御指摘の本年3月12日施行の改正道路交通法において、75歳以上の高齢運転者に対しては、運転免許証更新時の認知機能検査に加えて、信号無視など一定の交通違反行為をした場合は、臨時の認知機能検査を受けなければならないなどの事故を未然に防ぐ対策がなされました。高齢者の交通事故は、認知症等の病気が原因である場合のほか、加齢による運転能力や判断力の低下によるものが多いと考えられ、個人差が大きいものと思われま。

市の対策といたしましては、うきは市は全国にも4校しかない公設の自動車学校を有しているわけでありますから、自動車学校を中心とした高齢者を初めとした講習活動の強化を検討してまいりたいと、このように思っております。また、うきは警察署とも連携しながら、地域における交通安全講習会等の充実にも取り組んでいきたいと考えているところでございます。

加えて、最も重要なことは、高齢運転者の方が身体的機能や認知機能の低下を自覚し、安全運転を心がける気づきであろうと思っておりますので、広報誌やさまざまな機会を活用した広報活動にも取り組んでいきたいと思っております。

2点目が、受講希望者の待ち時間等で迷惑をかけることがないかという御質問であります。今回の改正道路交通法施行に基づく高齢者講習の主な変更は、70歳から75歳未満の方については、3時間講習が2時間講習に短縮されております。一方、75歳以上の受講者の皆さんについては、初めに認知機能検査を受けていただき、その検査結果によって講習内容が変わります。このため、認知機能検査修了後に高齢者講習の日を別途予約していただくこととなりますので、検査と講習を2日に分けて実施することとなります。

なお、ことしの9月11日までに運転免許証の期限が到来する方の講習は、改正前の従来の講習となっております。

講習の手続につきましては、公安委員会から高齢者講習受講対象者の皆さんに届くはがきに詳しく記載してあるほか、各自動車学校の高齢者講習が混雑していることから、早目の予約を行うよう注意事項についても記載してあります。最近では、はがきが到着したらずぐに電話や来校して予約の手続をしていただいていることから、特に待ち時間で御迷惑をおかけしているようなことはないと思っております。

しかしながら、現在の自動車学校の講習担当職員の人員から年々増加傾向にある高齢者講習の実施にも限界があり、円滑な講習を実施できる自動車学校の体制を強化する必要があると、このように考えております。

3点目が、高齢運転者の運転免許証の自主返納についての御質問であります。このことにつきましては、本年3月議会におきまして、同様の御質問をいただき、運転免許証の自主返納支援策については、高齢運転者を交通事故の加害者にしないといった制度の重要性については理解をしておりますが、地域交通手段の確保とセットで検討してまいりたいと、そういう旨の回答をさせていただいております。

県下では、平成29年度から補助を開始した市町村を含め、現在11市8町1村で運転免許証を返納した際の優遇措置として、タクシー利用券やバス回数券の交付がなされておりますが、免許証返納時一回限りというのがほとんどであり、返納後の高齢者の交通手段をどのように確保するのかといった課題とは切り離された補助制度となっております。

前回と重ねての答弁となりますが、うきは市は山間部や市の周辺地域の公共交通網が非常に脆弱でありますので、これらの交通手段の確保とあわせて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 高齢者の安全対策であります。歩行者としての事故に遭わないための対策と運転者としての事故防止対策、これが必要であります。高齢者対象の交通安全教育とか出前講座とか、総合的な市からの啓発活動と、そういうものが非常に大切になるんじゃないだろうかということで、高齢者が事故に遭わない施策を積極的にやるかやらないのか、そこら辺、市長の意気込みを聞かせていただきたい。まず高齢者の遭わないほうの問題。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） やはりこの問題の本質は安全対策にあると、こう思います。高齢者の皆さんが事故に遭わないようにどう抑止するか、この安全対策がまずは重要だと、このように思っております。

そういう面で行きますと、議員御指摘のように、今うきは市は公設自動車学校を最大の武器として、市独自の施策として高齢者安全運転講習、あるいは親子自転車安全教室、さらには消防署やボランティアセンター、市役所職員等による安全運転教室、さまざまな他の自動車学校にない取り組みをさせていただいておりますので、こういう道交法の改正がありましたので、しっかりそういう動きを受けまして、さらに公設自動車学校らしい安全対策、これを敷いてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 安全対策というのは、限界はないというふうに思いますので、さらなる対策をよろしく願いしておきたいと思います。

それから、高齢者講習なんですけれども、非常に市民の声としまして、二、三カ月ぐらい前に予約してやっとならぬと、不自由を来していないということではありますが、その点、本当に問題ないのかどうかですね。

聞くところによりますと、福岡あたりからも来ていると。そして、やむを得ずとれなかったから今度は小郡のほうに行つたと、いろいろ言う人がおりますので、その点、ぜひ万全を期していただきたいと、これはもう答弁は結構ですので、要望としてお願いしたい。かなり待ち期間が長いという話が、うわさが流れております。本当かどうかそれを知りたかった。

次に行きます。高齢者が加齢に伴う自分の衰えを十分に認識していない人が多いことが、民間調査機関の調査では、80歳以上の7割が運転に自信があるというふうに答えたが、思い込んでいます。逆に60歳から64歳ぐらいは自信があるというのが38%ぐらいということであつて、高齢者ほど自信ありと、本当だろうかという自信過剰のところがあるようでございます。

ということで、身体能力の低下を自覚していただく機会が必要だというふうに思います。ここに今申し上げられたように、自動車学校とか警察などと提携したシルバーセーフティスクールというような開催をぜひお願いしたいと、高齢者対応のですね。そういうことでお願いしたい。

免許証の自主返納をしますとメリットもあるわけでありまして、車を手放すことで車の維持管理費が少なくなりますよとか、交通事故の加害者になる可能性がなくなりますよというようなこともございます。

1998年より免許証を返納すると運転経歴証明書の交付が受けられ、他県ではいろいろとなされておまして、例えば、行橋市あたりではタクシー会社が運賃を1割引するとか、行橋市がありますが、路線バスは返納者に対して運賃の半額サービスをする。長崎県などは、長崎交通局は、県営バスは月額3,000円で乗り放題と。それから、ことし6月からそういうのを導入したいと。それから、これは宮崎県の特例ですけれども、やり切りのちょっと高額な。それから宇佐市、宇佐市では70歳以上の返納者が一回限りであります。1万円、この一回限りというの

がちよっと問題でございまして、さまざまな生活の足の確保が重要な課題でありますので、環境の整備を徐々にやっている。久留米市あたりもやっております、県内では、久留米市がコミュニティバスを200円を半額にするとか、平成29年から3年間1万円相当のタクシー券とかICカードをやるとか、飯塚市ではコミュニティバスの回数券の無料交付とか、宗像市ではふれあいバス等の回数券とかICカード、みやま市ではタクシー利用券の交付、その他、各市町でいろんな対応策を考えているわけでございます。やっぱりそういう時代でありますので、他市の状況を含めて考えますではなくて、もっと積極的に、やっぱりうきは市独自の対応策なり、そういうものを考えていくべきだろうと、私は思います。他市の情報を集めてですね。

そういうことを要望しますけれども、市長の御意見を聞きたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきましたように、自主返納の優遇策よりも何よりも重要なのは、高齢者の皆さんの事故抑止、安全対策だと、このように私は認識しております。

この自主返納については、昨年度からいろいろ議論されていまして、以前答弁させていただきましたように、昨年度、うきは市の中山間地域の皆さんと意見交換をしました。ほとんどの方がもうとんでもないと。そういう自主返納を施策で進めるのはちょっとおかしいのではないかという御意見でありました。なぜならば、地域交通網がしっかり確保されておりませんので、もし免許証を返してしまえば、まさに生活難民、買い物難民になってしまうと。そういう御指摘であります。

それから、我々が今精力的に進めているのは、地域包括ケアシステムの構築であります。今後、この地域包括ケアシステムをうまく機能させていくための大きな要素の1つとして、高齢者の皆さんを家にこもらせない、外に出す。つまり生きがいづくり、きずなづくりをしっかりとやっていきたいと、このように今施策を進めているんですが、そういう施策の中に免許証をとにかく返しなさいということになれば、家にこもりなさいということにもつながるわけで、政策的な矛盾も生じるわけであります。

したがって、まずは他の自治体の自主返納の優遇策も一回限りで、例えば、久留米市さんなんかは3年間毎年1万円タクシーの助成をすると、こういう施策であります。もう3年で終わるわけですね。じゃ、4年目どうするのかと、そういうのはどの自治体もそういう話はしてなくて、ただ国がそういうふうに言っているから、ムード的にそうやっているからやっているだけであって、真からどこまで市民のために考えた施策かというのは私は疑わしいと、このように思っています。

しっかり市民の声を聞いて今取り組みを進めさせていただいておりますので、そういうことで進めさせていきたいと、こう思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 市長が言われたのは当然のことです。しかし、私が申し上げているのは、何とか早くそういう返納された方でも、その足というか、バスを利用できる体制づくり、そういうのをつくっていただきたいと言っているわけ。例えば、コミュニティバスをもう少し頻度を増すとか、そのバスの乗車券の額を半額にしてやるとか、そういう交通手段を考えていただきたい。そういう体制づくりが必要じゃないだろうか。むやみに免許証を取り上げるんじゃないよ、自主返納しやすい環境整備が必要じゃないかと。その取り組みを他市の調査もしながら、独自のやり方でもいいから検討していただきたいというふうに言っているわけであり。当然なことでもありますよ。それは買い物難民とか、そういう交通弱者に優しくするということは当然のことです。そういうところを考えながら、他市なり県内でも11市町村ですか、いろいろと手を打っているわけでありますので、時代の流れに乗って、そして早く対応していただきたいということを申し上げているわけであります。

その1つの手段としまして、デマンドタクシーとかコミュニティバスとかいろいろございますが、ライドシェアというお客様を送迎するシステムがあるということを知っています。新聞で知りました。道路運送法では、許可のない自家用車が有料で人を運ぶ白タクは禁止されております。しかし、この制度は、政府が公共交通機関などの乏しい過疎地に普及させる熱い思いを寄せている送迎システムであるということだそうで、京都、京丹後市で試行を始めているということでもあります。内容は、国家戦略特区改正法に基づき特区認定を受けた地域で、非営利を条件に自家用車を使って有料で送迎する方式で、料金はタクシーの半額程度で予定されている。これは、今市長からも言われました地域包括ケアシステムですか、地域でお年寄りを大切にしていこうというのにも、何とか自家用車で送迎できたらいいなというのを我々よく話に聞いていたわけですよ。

この前、竹田市の「りんどう」というボランティア団体のところにも視察に行ったんですが、いろんな事業をやっておりますが、そういうタクシー、自分の車で送り迎えできるような特区申請をできないだろうかというようなことも言われておりました。この交通手段、これは傾聴に値すると思うんですが、その点検討していただけないだろうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいていますように、地域交通手段の確保とセットで今検討させていただいていると、こういう話をしました。そういうことで御理解をいただきたいと思います。議員が当初指摘されたように、一部の方がもう既に返納しているから、さあ助成しなさいと、これは施策として全然おかしいと思います。やはり我々が制度を設けるとするのは公平・公正性で、まずもってしっかり補助金をつけるということになれば、議会で議論し

て、制度としてつくり上げて、そしてそれからそれに合致する人が補助金をもらえるということでありますので、もう既に返納した人に何か助成しなさいというのは、全然見当違いの御指摘だと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 別にそういう指摘はしていないですよ、そういう雰囲気づくりとか、そういう体制をつくっていただいて、そして返納しやすい制度を設けていただきたいということを言ったはずですよ、皆さん方そう聞いているでしょう、議長、そうでしょう。そんな無茶なことは言っていないよ。今返納している人に何かばらまきなさいじゃないですよ、そういう体制づくりをつくっていただくじゃないかと、その一つが、そういうライドシェアとか、そういうのも注目されておりますのでいかがでございましょうかということを行ったところでございますので、誤解のないようお願いしたいというふうに思います。

それから、まだそういう制度の徹底も意外とされていないようでありまして、そういう制度があったのかということも知らない。高松市内の高齢者アンケートの結果で、市の免許返納支援事業、知らない人が45.8%、約50%いたそうです。広報なんかでは十分やったつもりですけど、まだまだそういう制度があるということも知らなかったということだそうなので、こういう広報のやり方、周知徹底の方法も工夫する必要があると、そういう制度がありますと。他市でもやっておりますよと。体力の衰えは自信過剰にならないように、やっぱり十分認識してくださいよという啓発活動、これはやる必要が僕はあるというふうに思うわけでございます。

それから、認知症と診断されたときに返納していただく策を検討しておく必要がありますが、参考になるのは国立長寿医療研究センターが作成した「認知症高齢者の自動車運転を考える家族介護者のための支援マニュアル」というのがつくられているそうでありますが、そういう情報も非常に有効だと。やっぱり自主的に本人がやっていただくのが一番ベストでありますので、やっぱり自分の衰えを知っていただくということにやっぱり努める必要があるのかなというふうに思うわけでございます。

ひとつ返納しやすい方法を、やっぱり高齢者が家に閉じこもってもらっては困りますので、頻繁に外にも出やすい、そういう交通体制といいますか、それから支援づくりとか、そういうのをやっぱり今から考えていく必要があるというふうに思いますので、くれぐれもよろしく願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、次に入りたいと思います。

次に、空き家活用について質問いたしたいと思います。

先ほど岩佐議員のほうから質問されておりましたので、急に聞いて頭に入っていないところもございまして、ちょっとダブるときがあるかもしれません。できるだけ頭に入れているつもり

でございますが、質問させていただきたいと思います。

空家対策特別措置法が平成27年5月26日に全面施行されました。主な内容は、危険な状態の空き家を自治体が特定空家に指定し、所有者に対し市町村が修繕や撤去を命令・勧告できるようになりました。応じないときは行政代執行も可能となっております。税制の面でも、固定資産税の軽減措置も変更になりました。全面施行までは、人口減少や過疎化の進展で増加傾向にあった空き家が放置され社会問題になっていましたが、今後は老朽化による安全面、放火などの安全面、衛生面、景観などに多大な影響を及ぼす空き家の所有者に対し、市町村が撤去や修繕を命令できる法律であると認識しており、空き家を減らし、老朽化した空き家の出ない取り組みに拍車がかかるものと期待し、質問いたします。

1つ目、総務省が5年ごとに行っている住宅・土地統計調査によりますと、2013年の全国空き家件数は約819万戸、その年までの20年間で約1.8倍にふえ、九州7県でも88万戸とふえ続けているとのこととあります。

当市においても、空き家の調査を実施していると思うが、その実績をデータベース化した活用状況をお尋ねしたい。

なお、倒壊する危険性・防災・衛生・治安など迷惑施設となっている特定空家の実態と対応を伺いたい。

2つ目、平成27年5月26日に空家対策特別措置法が全面施行され既に約2年も経過しているが、空家対策特別措置法を生かした総合的な取り組みと成果及び課題を伺いたい。先ほどの話で、予算化されて動きはわかりました。

それから、3つ目でありますが、高齢化や人口減少などの社会環境変化に対応し、空き家を出さない施策、空き家が出て有効に活用し、移住・定住につなげる施策、空き家活用のめどがつかず老朽化した空き家に対する施策などに分類した取り組みが必要と考えます。空き家バンク制度を含めた取り組み状況と課題、今後の計画を伺いたい。とりわけ当市の人口減少は著しく、重要課題につき空き家を活用したUターン、Iターンなど、移住・定住促進の具体的な施策の展開を強く求める。所見を伺いたい。

以上、1回目の質問。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま空き家活用の取り組み等について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、特定空き家の実態等対応状況についての御質問であります。先ほど岩佐議員の御質問でも申し上げましたように、平成28年度に実施した空き家実態調査の結果、市内に776件の空き家が存在しております。空き家調査のデータは、地図情報及び外見写真を端末で確認で

きるようシステムを改良し、市民からの問い合わせに対して即座に確認できるようになっております。しかし、このデータは、外見の老朽度調査によるため実態とは異なるところがありますが、全体776件のうち、修繕不要または小規模な修繕が必要な空き家が437件、中規模修繕が必要な空き家が258件、大規模な修繕または解体が必要な空き家が81件という状況になっております。

特に危険性のある空き家である特定空家は、うきは市空家等対策協議会において3件が認定を受けております。1件は所有者が不明のため調査中ですが、2件については所有者との協議の中で、平成29年度新設の老朽危険家屋等除去促進事業の補助事業を利用して解体を検討することでありました。

今後、解体に着手されない場合は、解体に向けた行政指導、勧告を行っていくこととなります。また、実態調査で判明した危険を伴う空き家については、今後特定空家として認定し、解体の指導をしてまいりたいと考えております。

2点目が、空家対策特別措置法を生かした総合的な取り組みの成果と課題についての御質問ですが、平成27年5月26日に空家等対策特別措置法が施行され、個人の財産である空き家等の適正な管理は、所有者がみずからの責任において行うことが原則となっております。空き家対策特別措置法施行後に地域住民の生活環境に悪影響を与えている44件の所有者に対し、適正な管理を行うよう依頼を行った結果、老朽危険家屋等除去促進事業の補助事業を活用するなどして、既に8件は解決をしております。しかし、36件については、資金がない、相続が終わっていないなどの理由で適切な管理に至っていないのが現状であります。

なお、危険な空き家については特定空家に認定し、略式代執行の方法もありますが、喫緊の危険性がない空き家については特定空家の認定が難しく、代執行も難しい状況であります。

3点目が空き家バンク制度を含めた取り組み状況と課題、今後の計画について並びに、特に空き家を活用したUターン、Iターンなど、移住・定住の具体的な施策の展開についての御質問ですが、御承知のとおり、うきは市では定住促進の取り組みの一つとして、平成25年度から空き家バンク制度を立ち上げ、空き家の活用を推進する事業に取り組んでいるところであります。

今回、議員お尋ねの社会環境変化に対応して空き家を出さない施策、空き家が出ても有効に活用し、移住・定住につなげる施策につきましては、空き家バンク制度が十分に機能するよう、広報誌、防災行政無線及びチラシ等による登録の呼びかけを行うとともに、自治協議会を初めとした関係団体と連携を図りながら情報収集を行っているところであります。

近年は、うきは市への移住希望者は増加傾向にあり、昨年は50件程度の相談を受けております。残念ながら、空き家バンクの登録物件が十分ではなく、空き家の紹介まで至らないケースも

出てきております。

空き家バンクの登録件数が伸び悩む要因といたしましては、登録相談を受ける中での分析ではありますが、1つが老朽化により断念する事例、2つ目が相続登記が未完了で登記が困難となってしまった事例、3点目が荷物、道具が入ったままで整理が困難な事例等が主なものとなっております。

次に、老朽化した空き家に対する施策でございますが、これは再利用できない廃屋化した空き家に分類されるものと思いますが、景観・安全・防犯の観点からも所有者に解体等を促していくことが重要であると考えております。空き家が負の財産とならないうちに所有者に売買、賃貸するよう働きかけるとともに、意識を変えていただくことが一番の対応策であると考えております。空き家を活用したUターン、Iターン等に対する移住・定住の具体的な施策でございますが、市では移住者のニーズを踏まえ、空き家リフォーム補助金、木材利用促進事業費補助金を創設し支援を行っておりますが、空き家を活用する移住者には特に手厚く支援を行っているところであります。また、今年度から空き家バンク活用促進事業費補助金を創設し、空き家の所有者が不要な家財道具を処分する経費に対して補助を行うことで、空き家バンクに物件の登録を促す新しい取り組みを始めたところであります。

今後の移住・定住促進の推進につきましては、昨年度実施しました空き家実態調査結果の分析、検証を踏まえ、新たな対応が必要であると判断される場合は、さらなる施策の展開を図ってまいります。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 法務省の調査では、全国10の地区の調査対象であります、50年以上登記の変更がなくて所有者不明のところ約27%あったそうでございますが、うきは市では所有者不明、そういうものがどのくらいあるのかお尋ねしたいと。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 昨年行われました空き家の実態調査におきまして、776件の空き家があるということが判明いたしました。現在、担当課のほうでは意向調査のために固定資産の調査を行っております。この調査が終わりますと、どういった状況なのかと、相続等の状況等もわかってくるかと思っております。現時点で何件の相続の、困難な案件があるかというのはちょっと把握はしておりませんが、今後、固定資産の調査を行いまして、意向調査に移る時点でそういったところもある程度判明してくるかというふうに思っております。

以上です。

○議長（榑川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 調査からもう1年ほどたっておりますので、早くそういうのはつかんでいただきたいなというふうに思います。

次は、うきは市でも平成25年度から空き家バンク、リフォーム補助事業など取り組んでおるわけですが、平成25年から28年までの空き家バンクの登録件数を見ますと、やっぱり他市に比べますと低いですね。その理由はいろいろ課長からも答弁がありました。理由はいろいろあると思います。そういう理由はよその市町村もあると思うんですね。ですから、それをうまくクリアして、工夫して登録件数なり成約件数増につなげているということでもありますので、今まで25年からPDCAを何回も回してきたと思うんですね。プラン・ドゥーまでやってきたと思うんですが、そのチェックしたアクション、そのアクションがどのような内容のアクションをやってこられたのか。そこら辺つかんでいければお願いします。

○議長（榑川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁させます。

○議長（榑川 正男君） ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 空き家対策につきましては、平成25年度空き家バンクを立ち上げまして推進を行っております。平成26年度から地域おこし協力隊を移住・定住促進プランナーといたしまして、3年間空き家バンクの活用についての推進を行ってきたところでございます。その3年間につきましては、空き家バンクの実質的な運営及び外に向けての情報発信等を行ってきたところでございます。

今後、空き家バンク、一定の立ち上げにつきましてはしっかりしてきたところもできたというふうに認識しております。あとは外に向けての情報もありますけど、今度空き家の利活用といたしまして、シェアオフィスの取り組みとか、今、中村学園とか久留米大学と連携協定を結んでおりますので、そういうサテライト教室での活用とか、あと、今現在中学校、高校現役の学生さんたちいらっしゃいます。そういう人たちに、今の現役の生徒さんに向けてのうきはのいろんな暮らしよさとかを教えながら、大学卒業した後とか、仕事をやめられた後にもうきはに戻ってきていただけるような、そういう取り組みをやっていきたいというふうに考えております。具体的に空き家バンクの取り組みでございますが、確かになかなか登録まで結びついていないような状況でございます。やっぱり空き家をお持ちの方がなかなか手放されないのは、1つはふるさとに帰ってきたときに帰ってくる場所がないとか、そういう部分が多々あるかと思っておりますので、そういう思いにならないような住む場所と言うんですかね、そういう提供も今後考えていけたらというふうには考えております。今後いろいろ検討していきたいと思っております。

○議長（榑川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 筑後市では、年間約20戸のペースで登録があって、成立件数は約50%、大分県の宇佐市では、NPO法人にお願いして、平成19年度から26年度にかけて134世帯の移住を実現しているとか、山口市なんかでも結構実績を上げておりますので、大いに検討しますはいいですが、検討を早くして実のある、成果の上がる政策を打ち出していきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたい、その答弁は結構でございます。

それから、遠くにいる空き家の持ち主に対しまして、固定資産税納税通知書というのを出していると思うんですね。そのときに空き家バンク制度の説明書を同封して、成果が上がりましたよというところもありましたので、その件についていかがでしょうか。そういう周知徹底のための1つの手段でありますよね。検討しますなら検討しますでいいよ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、議員から御提案をいただきました。私自身、そこまでやっている事例というのはちょっと承知していなかったもので、今の議員の御指摘、また詳細に教えていただきまして、内部で検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） それから、移住・定住につながる施策の一つをちょっと御提案したいと思うんですが、移住・定住促進による地方活性化や空き家問題などの課題解決の一環として、家庭菜園で野菜などを栽培して農ある暮らし、農地活用で地方暮らしを、豊かな地方で暮らしたいという希望者が結構いるそうでございます。

そういうことで、現在は山間地では20アール、平地では40アール以上でないと売買契約ができないようになっておりますが、そういう農地契約をやりやすくするために、取得農地下限緩和特例であります。そして売買下限面積を1アールまで下げることが提案してやっているとこもございまして、やったらいかがだろうかとこのように思うわけでございまして。そうしますと、せっかく空き家に戻ってきても、何かやっぱり少しぐらい家庭で野菜をつくりたいと、そういう暮らしをやりたいという希望者も結構おりますし、普通の方でも非農家の方、1アールぐらい畑をできれば買いたいなという方もおりますので、その点、特区だと思うんですけども、そういう下限面積の緩和特例、こういうものを利用して1アールまで売買できる方式を考えられないだろうかという提案でございまして、いかがでございましょう。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 今、御提言のありました下限面積については、うきは市の場合、平たん部は40アール以上、それから山間部につきましては20アール以上というふうなことで、

それ以上ないと農地の取得はできないような仕組みになっておりますけれども、近隣では、今朝倉市のほうが空き家バンクと連携をした形での面積以下の農地取得についても取り組まれておりますので、今そここのところを参考にさせていただいて検討しておりますので、今後、その部分については検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） おっしゃられるように、朝倉市がやっております。それから島根県の雲南市ですか、三重県の亀山市とか兵庫県とか、各市でそういう新しい方法を採用しておりますので、市長、ぜひとも前向きの取り組みをお願いしたい。そうしますと、少しでも空き家を購入しやすくなるという提言でございますので、ひとつよろしくをお願いしたい。一言お願いしたいと。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨今の田園回帰志向の中で、そういうお問い合わせも多くなってきているというふう実感しております。今我々は農業、そして農村の振興、両面で考えていかなくてはいけない。こういう面で農村の振興の中の一環として、議員の提案は貴重な御提案だと思っておりますので、しっかり対応していきたいと、このように思います。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） よろしく願いしておきます。

それから、改正住宅セーフティネット法がことしの3月19日の参議院本会議にて全会一致で可決したと。主な内容は、民間の空き家を高齢者や低所得者、子育て世帯などに賃貸住宅として登録して活用する制度であります。この制度に関連して、市営住宅入居待機者にも拡大して空き家を積極的に活用するような取り組みについてにつなげたいかがだろうかという思いでございます。市民にとっては一挙両得というふうに思いますが、その点もひとつ市長、お考えをお聞きたいと。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど岩佐議員の折も答弁させていただきましたが、このたび新法もできましたし、農水省も農泊の推進に力を入れております。そういう視点もあわせて取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 現在、住宅の利用は中古の売買というのが1割ぐらいらしいんですよ、日本は。欧米は七、八割あるそうですね。ですから、やっぱり高度成長じゃございませんので、古いものを大事に使うと。そして有効活用しようという心構えがぜひ必要だというふうに思いますので、よろしく願いをしておきたいと思っております。

それから、これも前回は申し上げたんですが、空き家の所有者を適正に管理を義務づける条例の制定時期にそろそろ来ているのかなと。検討はしていただいているのだろうか。小郡市は平成24年4月、筑後市は平成26年、八女市は平成26年の9月ぐらいに制定し、現在19市町がそういう制定をされていると。そういう検討はしていただいているのだろうかということもひとつ伺いたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） ブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 議員御指摘の件でございますけど、ちょっと勉強不足で認識しておりませんでした。今後、調査研究をさせていただきます、何らかの方針を出させていただきますと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） くれぐれもよろしくお願いします。

最後でございますけれども、空き家情報の共有、働きかけなど自治協議会からの協力が非常に有効だと思います。それは誰でも申し上げております。

また、前回も求めましたけれども、移住・定住の施策については、住環境に関することだけではなくて、子育て、教育環境、福祉、交通アクセス、働く場所等、総合的な取り組みが必要でありますので、もっと成果が得られるように、地域おこし協力隊ももちろん優秀な方がおりますけれども、その方だけに任せるのではなくて、きちんとした組織体制づくりも必要じゃないだろうか。これは他市、近隣ではほぼ設置済みと。うちのように小さい市は少ないですけど、必要なところにはやっぱりそういう組織体制も充実させたいんじゃないだろうかというのは前回も申し上げましたけれども、数カ月たっておりますが、まだそのときから変わらないかお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 移住・定住対策の組織整備の話でございます。今のうきはブランド推進課が所管してやらせていただいております。昨今、いろんな施策が横軸といいますか、自分のところだけでやれるような施策というのはほとんどない世界です。例えば、健康づくりについても保健課だけの所管じゃなくて、いろんな所管がかかわってきます。そこで一つ一つやっていたら切りのない組織になってしまいますので、私としてはうきはブランド推進課を機軸として、横軸を入れてしっかり全庁的に対応していく、こういう方針で臨んでいきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） いろんな施策がございますので、選択と集中によって効果のある、成果の上がる組織づくりなり、そういう施策をお願いしたいというふうに思います。

最後になりますが、ふるさと大使についてお尋ねします。

私は、常日ごろより企業誘致やうきは市の発展、活性化、イメージアップに御支援いただける著名人を念頭に探し求めている次第であります。平成27年、28年に一般質問をしておりますことについてお尋ねします。

田籠出身で、現在、宮城学院女子大学学長、東北大学災害科学研究所所長など、重要な役職で活躍されている田籠出身の平川新氏、元教授ですけれども、ぜひふるさと大使に任命し、うきは市の積極的なPRや歴史と文化の香る町のイメージ向上や歴史・文化の継承への取り組みに関する意見や提言をいただくよう提案しておりましたが、その点、進捗状況をお伺いしたいと思います。市長、よろしくをお願いします。

○議長（榊川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまふるさと大使について、姫治出身で現在、宮城学院女子大学学長、東北大学名誉教授、東北大学災害科学国際研究所長等の要職にある平川新先生をうきは市ふるさと大使に任命してはどうかとの御提案に対する進捗状況の質問をいただきました。

現在、うきは市では、市に御縁のある6名の方をうきは市ふるさと大使として委嘱を行っております。ふるさと大使の皆様には、うきは市の魅力を積極的にPRしていただいております。観光やまちづくりに関する御意見もいただいております。

今回、議員御推薦の姫治出身の平川新先生につきましては、現在仙台市にお住まいであります。専門が江戸時代史で、災害関係も造詣が深いと聞き及んでおります。また、全国的にも有名な先生であります。学者になるまでの経歴が大変ユニークな方で、昨年8月に開催しました「うきは市子育てと教育を進める集い」では、御講演をいただいたところであります。その際、私自身お会いいたしまして、ふるさと大使への就任をお願いいたしました。即答はいただけませんでした。今後改めてお願いをさせていただきたいと、そのように考えております。

○議長（榊川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） またも同じような答弁で残念でありますけれども、感触は良好であったということはお聞きしております。ならば、速やかに正式な大使委嘱まで済ませるようなことを強く求めます。想像を絶するような多忙な身であると思われそうですが、相手のスケジュールに合わせて、ちょいちょい里帰りもされておりますので、その点、情報を収集して今後の計画にぜひ入れていただきたい。ぜひことしじゅうの委嘱をお願いできないだろうかという思いがあるわけでございます。希望がかないましたら、くれぐれも教授に失礼がないことを前提にしまして、うきは市の歴史・文化の研究、保存、継承、外に向かった発信などの取り組みに意見や御提言を

いただいたら非常に助かるんじゃないだろうかとというふうに思います。特に、東北大学災害科学国際研究所には豊富な研究資料もあると思われまので、当市の災害対策にも大いに生かせるんじゃないだろうかとというふうに思っているわけでございます。

江戸時代に、市地区でも水縄断層付近の地震による土砂災害が起きているというようなことも聞いておりますので、江戸時代というのは遠い昔ではありませんので、まだ蔵に残っているんじゃないだろうかと思うんですが、そういうところを調査して、データベース化して、今後の災害対策に生かしていただければどうだろうか。

東北地方で、大津波の資料、江戸時代の資料を調査しまして、立派な文献をつくり上げていると。その資料に基づいて災害対策を行っているということも聞いておりますので、そういうことも先生に期待したらいかがだろうかというふうに思いますので、一言お願いします。短く、どうかというのは契約なさってのことですからいいですけど、そういう希望を持っておりますので答弁は結構でございます。いやいや、していただければいいです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、先生は災害関係に非常に造詣が深い先生であります。今御指摘のように、特に福富地区については、かつての吉井町史に山汐の歴史的な話がずっとページを割いているところであります。今でいう土石流災害、昔は山汐と称していて、まさに海の津波に例えていた表現で山汐だろうと思います。そういう中で、古文書が福富地区、壊山物語という貴重な古文書があります。市民レベルの皆さん、古文書を読めないもので、市民レベルで平川新先生と交流を、昨年の講演以来、市民レベルで交流を深めて、この壊山を、古文書を解説していただいている、そういう取り組みもつながりは持たせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 最後でございます。先ほど市長からも答弁ありましたが、先生の御講演を一回やっていただいております。そのときはたしか、生徒は全員じゃなかったと思いますので、浮羽中学、吉井中学の生徒にぜひ聞かせたい。内容が非常にいいし、今言われましたように非常にユニークな経歴の持ち主でございます。失礼ですが、中学校を卒業されて、一般工場に入られて、そして苦学して大学院に入られ、そして東北大学の有名な大学院まで卒業されて、こういう経歴の持ち主でございますので、きっと私は感受性の強い中学生にとっては非常にいい教訓をいただけるものだというふうに思いますので、強く教育長に要望しますが、いかがでございましょうか、ぜひお願いしたいと思いますが、一言お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 中学生に経営教育とかを行っております。豊富な体験の先輩のお話を聞くというのはすばらしいことかと思っております。中学校もいろいろ年間計画もございまして、い

ろいろな観点から検討させていただきます。

○議長（榎川 正男君） 諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榎川 正男君） これで9番、諫山茂樹議員の一般質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） ここで暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（榎川 正男君） 再開します。

次に、2番、鎌水英一議員の発言を許します。2番、鎌水英一議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 2番、鎌水です。許可をいただきましたので、よろしくお願いいたします。

歯の治療中のため、お聞き苦しい点、御了承のほどよろしくお願いいたします。

近年、温暖化異常による各地での風水害、また毎日のように起きている地震、さらに先日県より避難マニュアルの策定の働きかけがあった北朝鮮による弾道ミサイル発射実験、国外でのテロ行為など、驚異的な事態とも捉え、国を初めとする各自治体にとって十二分な危機管理体制が不可欠な状況になっています。今後、災害対応指針にしっかりと見つめ合うことが望まれるところです。

さて、昨年、地域防災について質問をいたしましたが、重要課題と言われる中、平成28年6月のうきは市地域防災計画書の更新、これについては平成28年度4月の熊本地震までの履歴が示されていません。修正がされていません。それから、ことしの4月の総務産業委員会での防災避難対策に関する調査で、平成28年度の水防計画書の更新、これは本日29年度をいただきました。平成28年11月の避難支援の取り組み、平成29年度BCP、業務継続計画の更新、また自主防災組織の推進など、資料に基づき検証調査を行ったところです。

課題は多いものの、日々着実に防災、減災に対する行政、特に消防防災系の運営が進められていることを新たに認識したところであります。また、議会改革の新たな展開の一つとして、議会BCPも5月に策定が終わっています。市長は、第2次うきは市総合計画の事業推進につき、議会との連携が必要だといつも言われます。関係する質問でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、2つの項目について質問をいたします。まず1項目め、昨年6月6日の一般質問で、市長の任期7月4日ということで返答を控え、次期市長、新しい市長が判断し対応するとの答弁に

ついてですが、就任1年を迎えるに当たり、改めてお伺いいたします。

地域防災に関し、耐震基準、地震地域係数の見直し、さらに市としての条例等の制定、次なる施策、2期目市長としての見解をお伺いします。

これにつきましては、国の基準等があり、承知の上で、確認としてお聞きいたします。

2点目、アンケート調査結果以降、余り進展がない上水道整備事業計画、今後、住民、市民に対し、2期目市長としての判断、また推進への対応など方向性をお伺いします。

以上2点、よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま2期目の市長の政策判断ということで、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が地域防災耐震基準及び地震地域係数の見直しについての御質問であります。議員の申されるように、昨年6月議会の一般質問の中で、国土交通省の判断にもよるが、耐震基準と地震地域係数の見直しを法的な拘束力がないものとしても条例化等の考えはあるかという御質問を受けました。その際、私は現時点ではそのような考えはなく、また重大な政策判断は次期市長が出すものと答弁をしておりました。

議員御承知のように、耐震基準は建築基準法で定められており、大地震を経験するたびに建物の被害状況を検証し、国のほうが改正を繰り返しているため、生きた法律とも呼ばれているところでもあります。耐震設計が義務づけられたのは、建築基準法が制定された1950年で、その後、新潟地震、十勝沖地震、宮城県沖地震等を経験して改正が繰り返されてきております。また、その後も1995年の阪神・淡路大震災、2004年の新潟中越地震によっても改正が行われてきております。このように、国において実情に合うように適切に建築基準法の改正が行われておりますので、市としての耐震基準について検討する考えは持っておりません。

また、地震地域係数の見直しについてであります。地震地域係数は、地震の発生頻度を考慮して決定される設計震度の割引係数のことで、地震規定では比較的地震の少ない地域では設計震度を基準震度より多少割り引いてよいということになっております。この係数につきましては、国が定めることとなっておりますので、市としてこの係数について検討する考えは持っておりません。

なお、うきは市の地震地域係数は0.8と定められているところであります。

次に、2点目の上水道事業の推進についての今後の方向性についての御質問であります。平成27年に実施した上水道事業に関するアンケートでは、早急に上水道に加入すると答えた方は、市民の約1割、詳細には10.9%であり、加入する割合が少ない結果となりました。その一方、市民の1割、10.9%の方であります。水質、水量等に不安を覚え早期の上水道整備を待ち

望んでいることや、今の井戸水が使用できなくなれば上水道へ加入するという方も一定程度存在することも明らかとなりました。

現在、平成28年から実施している地下水調査において、これらの実態を確実に把握するとともに、将来の地下水の安全性についても分析を行い、上水道事業の必要性について市民の皆様へのさらなる説明と理解に努めていくこととしております。

今後も、地下水の保全や有効利用を踏まえつつ、うきは市の将来を見据えて上水道事業を推進していくという基本方針に変更はございません。

○議長（櫛川 正男君） 鑓水議員。

○議員（2番 鑓水 英一君） 昨年と同様の答弁でございますし、市長が言われるのはもっともでございます。

1点目については、政令指定都市、主に設けており、都市計画法による建築基準法第40条の条例に付加なのであり、昨年も申しましたが、法的効力のない指導要綱、いわゆる行政指導として設けている市町村はあるということで御承知をください。

御答弁は確認ということで了解をしました。

今後、さらなる施策と非常事態や環境に比例し、即時の判断をされることを期待しています。

続いて、2点目の大事なテーマの一つ、上水道事業整備についてですが、市長もおっしゃられました。基本計画の中で、総合計画の108ページに平成28年度から平成32年度、前期基本計画5年間ではあるものの、小石原川ダムを水源とした上水道整備について、市民の理解を得ながら事業促進を進めると明記されています。市民の方からもいろいろと聞かれますが、口は災のもととして、返答は議論の内容しか伝えられません。

現在、議会としても行政の方針が定まらないそんな中、水資源対策特別委員会も本年1月25日第9回をもってそれこそ休会の状態です。

そこで、総務産業委員会では平成26年10月、事業調査のため福岡県南広域水道企業団を視察しました。その中で、厚労省の水道事業認可、水道法第6条に係る水道計画に要する期間、これはコンサルに委託して約3年もかかるとの見込みでした。それからすると、当初の平成32年度をもってしても平成29年度、本年より計画が進行しなければ間に合いません。平成17年9月に費用負担金及び事業実施計画の同意、さらに平成23年参加継続意思表明、このように最終的に小石原川ダムと参画として受け取られる結論となっています。

平成30年度までの地下水保全調査をもとに、水源の枯渇や水源汚染など想定し、井戸への依存を省き、上水道計画を進める行政、市長の思いはわからないわけではありませんが、例えば、平成31年度より計画に入ったとしても、平成34年度よりの着工が最速の状況だと思われます。これは私的な考えですが、どのように思われますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、水源地であります小石原川ダムは順調に建設事業が進んでいるということでもあります。このままいけば30年度から31年度にかけて大きな堤体が完成して、その後、31年度に試験湛水をして、順調にいけば32年4月から供用開始に行くのではないかと、このように思っているところであります。

そのような中で、我々がいつも答弁させていただいていますように、この上水道事業というのはかなりの財政負担が行う大きな事業でありまして、市民の皆さんお一人お一人の御理解と御支援なしにはこの事業は取り組めないと、このように承知をしております。そんな中でアンケート結果で10.9%という極めて低い数値でありました。結局、ここの数値をもっと御理解をいただかないと、とてもではないけれども、進めない事業だと、このように認識をしております。

ただ、ぜひ御理解いただきたいのは、この10.9%の方も切実な水質汚濁、あるいは井戸枯れ等で非常に困っておられる方がたくさんいます。水は命にかかわるインフラであります。今は水に事足りていても、将来いつ井戸枯れ、あるいは水質汚濁になるかわかりません。そういう長い目でしっかり我々も市民の皆さんに理解を得るためには、もっと広範囲に、今は市民の皆さんの自己申告的なアンケートの結果しかないんですが、まず、行政がしっかりとした裏づけをさせていただいて、市民の皆さんがなるほどと思われるような、そういう状態の中で御理解をいただいて、その後、議員が御指摘のように、福岡県南水道企業団加入の方策で手続を進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） おっしゃられるとおり、実際に井戸の枯渇に悩んでいる人たちは少なくはありません。しかし、まだまだ重要である多くの市民が納得する要点が必要だろうと思います。

そこで、水道事業運営基盤強化推進事業新交付金の条件ですが、市町村域を越えて、3事業者以上の広域化、平成36年度まで着工した事業とし、原則10年、交付期限平成41年度、補助率3分の1、その上で県が構成事業体の調整をすとなっています。この条件からいえば、当初計画の平成32年度着工からの交付となります。市長のいつも言われる有効な交付金、この条件を生かす考えならば、最終の期限が決められている以上、この推進事業早急の判断時期ではないでしょうか。

例えば、平成34年度から36年度を見込むとしても、小石原川ダム建設事業建設負担、管理負担、漁業補償負担など、それ以前に平成32年度に発生する状況ではないのですかね。大枠でも結構ですので、再度、方針をお聞きします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今我が国の水道の普及率は98%で、自治体によっては早くから上水道に取り組んでいるところが多数あります。そういう自治体は、今頭を悩ませているのは老朽化であります。これをどう改修していくかということにすごく頭を痛めている。あわせて、今後日本の人口が減少して縮小社会を迎えるわけではありますが、この縮小社会を見据えて、今までのように1つの自治体単位でこういう大きな事業をやるのはやっぱり困難性があるんじゃないかということで、国のほうは広域化を推奨しているし、それに誘導すべくいろんな補助事業を変えてきているところがあります。

議員の御指摘もしっかり踏まえて、我々も一刻も早く市民の皆さんから理解を得るべく、そういう環境整備を早く整えてしっかりした着手に進めていきたいと、このように思っているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 今まで数回と推定された算定表にて説明を受けてきました。例えば、3事業所統合を仮定し、福岡県南水道企業団に加入した場合のケース3ですかね、市の建設負担80億円、維持管理費50年で203億2,000万円、年間4億1,000万円ですかね。総工費283億2,000万円。これを目安として総合的な収支や償還計画など試算してみたいかがでしょうか。

地下水調査は、国際航業に委託していますよね。間をとってでも、1年かけてでも結構ですよ。高木室長在職中に何らかの進展を願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策市長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） 今御質問のとおりでございますけれども、第9回の水資源対策委員会におきまして今後のスケジュールについて質問を受けた際、地下水調査を見きわめながら、その後の計画は市長と協議した上で回答したいというふうにお答えをしております。その際、委員さんのほうから今後のスケジュールの明示は、次回の水資源対策委員会で行ってほしいとの意見を頂戴したところでございます。

現在、調整が必要な案件もありますので、調い次第、水資源対策委員会のほうで御説明をいたしたいと考えておまして、目下、市長とも検討をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ありがとうございます。この件については、市民の方からも御指摘を受けています。要は膨大な事業費に対し、今後の行政運営や必要性につき考えや理解ができないのではなく、わからないのが本音のようです。特に長丁場になり意識改革が薄れてきている

のではと感じる次第です。

ところで、先日の水資源のあれで、この資料ですかね、これで計画案、市の境まで配水管が到達と明記されています。接続等、久留米市との協議は確定しているのでしょうか。いかがですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 水資源対策室長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） それは5月20日に行われました講座による資料というふう
に思っております。実際、ダイハツの関係もございまして、ダイハツへの水の供給ということで、
市境までは来ております。今後、うきは市がどういう対応をとるか、それによってまた変わって
くるとは思いますけれども、また、今度新しい団地が県のほうによってできておりますので、その
場合には上水道がそこまで来るということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 久留米市との協議は。

○議長（櫛川 正男君） 水資源対策室長。

○水資源対策室長（高木新一郎君） 失礼いたしました。協議につきましては、今現在、うちのほ
うが上水道に踏み切るところまでは至っておりませんので、久留米市との協議は、今のと
ころはしておりません。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） ということは、これ到達はしているけど、それから後にはまだ進
んでいないということですね。わかりました。

室長も来年ですかね、御定年になるんでしょうが、担当職員もかわり、事業年度にもよります
けど、改めての協議が大事なことだと思いますので、よろしくその辺をお考えください。

いろいろと判断の趣旨を伺いましたが、重要なのは、議会の承認よりも市民の納得した理解が
求められるかどうかの課題だと思います。平成31年度よりの計画は、初年度の時期と考えた
場合、必要性につき早々の行政の努力に期待し、次、11番、大越議員の通告書に同様の質問が
あるみたいなので、この件については終わります。

次の項目に入ります。議長よろしいですかね。

○議長（櫛川 正男君） はい。

○議員（2番 鎌水 英一君） 今まで何度かほかの議員さんたちが質問されています。農業用水
路を含む河川整備による治水及び環境美化についてお伺いします。

上水道整備と同様に、第2次うきは市総合計画110ページに市管理の河川について改修計画を策定し、治水対策を進めていると書かれています。また、昨年6月の河川改修計画を策定中とお聞きしていますが、本年度予算書によれば、赤尾川の改修工事2,100万円が計上されていますが、そのほか、策定による結果など進捗状況についてお伺いします。

2点目、堆積土砂が目立つ県営河川、市から県への整備事業要望に対し、具体的な計画、また施工実施状況につきお伺いします。

3点目です。平成27年度に着手された国土交通省所管の隈上川河川改修事業について、市や近隣市民にも関連があります。ただ、これは個人情報保護法が5月30日に改正されていますので、これに遵守され、わかる範囲で結構ですので、現況をお尋ねします。

以上3点につき、よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま河川整備による治水及び環境美化について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が市管理の河川改修計画策定による結果及び進捗状況についての御質問であります。平成23年度に市内45河川の調査を行い、平成24年度に河川維持管理計画書、いわゆる河川改修計画を策定いたしました。内容としては、平成23年度調査により各河川の護岸形状、構造、延長等を踏まえて、約7キロメートルの要改修箇所を把握いたしております。この要改修箇所の重要度を区分し、重要性が高い箇所は6河川で11カ所、改修が必要な箇所は22河川で82カ所、重要性が低い箇所は12河川で21カ所の改修が必要となっております。

また、この計画では平成24年度時点ではありますが、7億7,000万円の整備費が必要であるという試算結果となっております。一方、進捗状況につきましては、平成24年度に発生いたしました九州北部豪雨災害の復旧が完了した平成28年度から順次予算化し、工事を進めているところであります。

平成28年度には浮羽町の赤尾川、吉井町の大谷川で河川改修工事に着手し、継続して取り組んでいるところであります。河川維持管理計画書では、全体を10期で計画を立てておりますが、1期計画予算は約1億円規模となります。しかし、河川改修については補助事業がありません。市の財政状況からすると、事業の進捗は厳しい面もありますが、今後も河川改修については順次予算化し、事業を進めてまいりたいと考えております。

2点目が県営河川整備の具体的な計画や施工実績の状況についての御質問であります。うきは市内には福岡県が管理する7河川のいわゆる県営河川がありますが、具体的な河川整備計画はありません。毎年維持工事について、地元の要望を踏まえ、久留米県土整備事務所へしゅんせつ等の要望を行っております。具体的には、井延川、巨瀬川、山曾谷川のしゅんせつ要望を行って

おりますが、予算の関係上、全てが全てについて実施できていないのが現状であります。

また、巨瀬川、美津留川においては、うきは市、久留米市に流域がまたがり、県において実施箇所の調整が行われているところであります。このような中、平成27年度から井延川、巨瀬川、山曾谷川において、一部についてはありますが、しゅんせつ工事が実施されているところであります。また、護岸崩壊等の危険な箇所については、久留米県土事務所へ情報提供し、被害拡大防止の応急工事等で対応していただいております。

3点目が国土交通省による隈上川河川改修についての御質問であります。筑後川における河川改修につきましては、平成18年7月に策定された筑後川水系河川整備計画に基づき、国において順次整備が行われているところであります。平成24年7月、九州北部豪雨災害では、隈上川におきましても浸水などにより大きな被害を受けました。

このような状況から、国土交通省筑後川河川事務所におかれましても、洪水の安全な流下のため、堤防整備や河道の掘削など、河川改修の促進について鋭意努力をいただいているところであります。隈上川下流の筑後川との合流点付近では、河川堤防整備のほか、長野橋や下御所橋のかけかえ、大石用水路のつけかえなど、多くの関連事業があり、現在、堤防整備に伴う用地補償交渉とともに、関連施設の実施設計を行っているところであると、このように伺っております。

市といたしましても、安全・安心なまちづくりを進めていくためにも、事業の早期完成に向け地元調整など協力してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 今、河川についてはお伺いしましたが、農業用水路について、福岡県農地・水・環境保全協議会、これはうきは市に昨年現在41組織があるようですが、多面的機能支払交付金を利用して、文書によりますと「農用地、水路、農道等の地域資源と農村環境の保全活動及び農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動の推進等に資することを目的とする。」とあり、本年度も予算化されています。

特に、用水路の泥上げ、これは地域によって日にち差はありましようが、梅雨に入り、田植えの時期ですが、泥上げの状況を御承知であればお尋ねします。また、この多面的機能支払交付金、この41組織だけが利用できる制度なのか、これもちょっとお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 通告では、市が管理している河川でございましたので、ちょっと用水路まで準備をしておりますけれども、わかる範囲内で、担当である農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 今御質問でありました多面的機能の事業につきましては、今、議員おっしゃられた集落が協定を結んで取り組みをされております。それは主に農道であったり、農地の用水路等の管理を中心にされております。そのほか、いろんな用水組合がありますので、その中で、毎年田植え前には泥上げ等の管理作業とか行われている現状でございます。

したがって、市の河川的な部分については、そこまでカバーはしていないのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ありがとうございます。

農業の用水路、ちょっと通告外でございますので、飛ばしますが、要は肥沃な土地を守る、また防災にも影響を及ぼす用水路、土地改良区などと連携した整備等、さらなる市からの援助の枠など検討をお願いしたいと思います。

まとまらない質問でしたが、御理解を願いたいと思います。

次に、河川改修の件について、初日に市長からも梅雨時期による大雨の注意を呼びかけられました。水害等河川改修計画にも関連があるようなのでお聞きします。

そもそも河川改修工事と河川工事、この事業の内容の違いをお聞きしたいのですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 河川改修工事と河川工事ということで、具体的なその違いは何かというふうなところではございますけれども、実際工事をする段階では、事業名をつけるときに改修工事、あるいは河川工事ということで、実際工事をする内容等に対しましては性質的には同じものなのかなというふうに思っております。まずは流下断面等が不足するための拡幅等が必要な場合には河川改修、それから河川工事といいますのは、被災を受けたときの復旧工事等というところで、言葉的にはそういった形で使い分けをしておりますけれども、要は河川の工事というところで、改修と工事のほうということで使い分けをしているようなところが現在であります。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ありがとうございます。

ちょっと調べてみたら、河川改修工事というのは砂防工事、地滑り防止工事、治水、利水などの自然の流路を緩やかにすると書かれております。また、河川工事は洪水防御、高水工事、築堤

工事、護岸工事等の河川環境の保全整備というふうに書いておりました。これでいうと、課長でもいいから、しゅんせつはどちらに入ると思えますかね、しゅんせつ工事は。ちょっとお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） しゅんせつ工事につきましては、洪水防止を兼ねた事業というところで、工事のほうに分類できるというふうなところで考えております。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 調べてみたところによると、改修工事のほうが主流となっているようです。しゅんせつとは、建設許可の制度の28業種の中の専門工事で、治水のための工事が主流となっている項目でした。

ところで、うきは市改修計画初年度、平成28年度は過ぎましたが、あと4年、本年を入れてあと4年ありますけど、4年計画の中で、何年度に、例えば本年度にどこ、本年度は赤尾川が入っていますけどね。来年度はどこどこ河川の何々事業、その次の31年度、32年度、これを1年が過ぎ、具体的な政策が終わっていると思いますが、それともまだ調査の段階ですか、ちょっとお伺いしますけど。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この河川改修計画につきましては、平成23年に調査を行ったところでございます。この調査に基づきまして、維持管理に対する河川改修計画を計画しておるところでございますが、その中で特に緊急性が高い、重要度が高いというふうな河川があるわけでございますが、こちらにつきまして、まずは年次計画をもって緊急性の高い、重要度のある河川のほうを予算がつきまして、改修を行っているというふうなところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） それでは、公共実施の位置図をもらいましたね。これでいきますと、29年度、本年度は赤尾川1カ所のみ工事ということですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 29年度につきましては、継続事業ということで赤尾川の河

川改修の引き続きの継続、それから大谷川の河川改修に伴います市道橋の拡幅工事、これの上部工を予定しているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） ありがとうございます。

あと3年ほどありますので、きちんとした計画を示していただきたいと思います。

50年に一度の大雨と、あくまでも想定であって、平成24年度のような豪雨がいつ来るかわかりません。改修事業、しゅんせつや治水、今が大事なときですよ。さらにしゅんせつ土の処分、埋立地等の確保が必要になるようなことも計画に入れていなければならないと思います。

また、市長が言われます農業を取り巻く自然環境、地方創生の取り組み、うきはテルワール、蛍の生育、さらに筑後川へと流れる水、アユの遡上など、環境美化に重要な事業ではないでしょうか。何か答弁があればお伺いしますが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、河川整備も重要な施策の一つであります。限られた財政であります。一方、うきは市は117.46平方キロメートルということで、広い市有地を抱えている中で、市道、そして市の管理の河川と、他の自治体よりも多く抱えております。限られた財政の中で計画的に整備を進めていきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 次に、県営河川についてですが、市長は長年、河川行政に携わっているとお聞きしています。県に対しても主力を持っていると思うのですが、ここでうきは市管内の巨瀬川環境美化についてですが、地域を回りました。ここに三、四十カ所の写真を撮ってきております。物すごい状況でございます。平成24年度の豪雨では、藤波ダム下流での大きな災害は発生しなかったものの、自然の流れとはいえ、堆積土砂、またその上にヨシ、立ち木、雑草、非常に多く見られ、治水にも影響するところもあります。特にダム公園下流の環境、市挙げて観光名所浮羽町、流川の桜並木の上流、下流周辺の美化、吉井町高橋上流の美化、下流の吉井自治協議会が移転の原因の一つまでなった環境、さらに久留米・うきは工業団地における環境等々、全ての流域でしゅんせつが欠かせない状況です。

国交省管轄の河川では、砂や砂利等の採取に絡み厳しい規制があるようですが、県営河川では規制があるのでしょうか。これの公共事業位置図によると、井延川は一部ではあるものの、しゅんせつの事業が始められているというふうになっております。県営、規制があるのかないのか、ちょっとお伺いします。（発言する者あり）国交省、国の川は、例えば、砂とか砂利をしゅんせつする場合、自分が使うわけですよ。それで、それに対する規制で余り発注工事はないと、筑後川とかこの辺。県の河川はどんなふうになっているんですかね。井延川は今度やるようになっ

ていますけどね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には、冒頭御指摘があった、まずは巨瀬川が大きな課題だろうと思っています。うきは市内を流れる巨瀬川は福岡県管理で、まだ未整備区間であります。その下流が久留米市になりますと、直轄というか、国土交通省の管理区間であります。河川整備というのは、やはり下流から上流へ攻めていくわけでありますが、今国土交通省が鋭意、久留米区間の直轄区間を河川改修をやっていますので、一刻も早く久留米市内が終わって、そしてその延長としてうきは市内の巨瀬川の河川改修が進むようにずっと要望をさせていただいているところであります。

そういう中におきましても、抜本的な河川改修ではない部分的なしゅんせつ工事というのは、地元の皆さんからも要望、いろいろいただいておりますので、その都度久留米県土事務所のほうに要望しておりまして、先ほど答弁させていただいておりますとおりであります。巨瀬川、あるいは井延川、山曾谷川については平成27年度から部分的ではありますがありますけれども、しゅんせつ工事が今進んでいるところであります。あとは土砂を排出する、その土砂の処分等によって工事にも枠の規制がかかっているのではないかという御指摘であります。ちょっと今まで私はそういう御指摘は聞いたことはないんですが、いま一度、県のほうに確認をしておきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 時間があと13分ですけど、これは県営で巨瀬川については調査はしているということで判断してよろしいですかね。例えば、しゅんせつの調査とか。（「改修」と呼ぶ者あり）改修、しゅんせつ。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 抜本的な河川改修と部分的なしゅんせつと2つに分かれると思うんですけども、2つとも明確な計画は策定していないと、こういうふうには承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） そしたら、2度、3度ではなく継続して要望等を行っていただきたいと思います。これは行政ではなく議会のほうも組織が一丸としてやっていかなければならないと思います。よろしく願いしておきます。

続けます、いいですかね、議長。最後に、さっき御返答がなかったんですが、隈上河川改修、先日、近隣の区長さんより事業の進展もない、それに対する報告もない、買収の契約もしていただきたいということで、九州地方整備局筑後川河川事務所へ伺ったと。ただ、無回答だったということで、非常に立腹しておりました。これは国の事業とはいえ、市も関係しておると思います。

当然、市道や近隣の状況を把握していなければいけないと思うのですが、現在、市のほうの考えはどのように判断されているのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） これまでも何度も御答弁させていただいておるんですが、九州北部豪雨の際、甚大な被害を隈上川、越水等で受けました。これを契機に、私は大きな施策の一つの大きな柱と位置づけて、就任早々から国土交通省に対してはこの抜本的な改修、143キロに及ぶ筑後川の中でも無堤区間、堤防が切れている区間がこと、あと1カ所あるということですが、これまで多く聞いているのはこの箇所だけありますので、何としてもこの堤防築堤をということで、抜本的な要望をさせていただきました。

ただ、この隈上川の改修はもう御案内のように、長野橋、そして大石・長野用水路のつけかえ、つまりサイホン工事、下御所橋、上御所橋、JR撤去、今川橋、柳野橋、そしてあの頭首工と、とにかく物すごい構造物があって、相当のお金を要するというので、非常に国のほうも慎重というか、厳しい状況であります。おかげさまで2年前に採択をいただいて、今鋭意、事業が進んでおります。過去からいろいろ経緯があって、用地交渉で困難を極めて、一旦事業化したものが途中でとまったり、そういう繰り返しの中で来ましたので、なかなかその用地交渉も数多く、すごい複雑な難題を抱えている課題等々もあって、そこで非常にまた時間を要しているわけですが、我々も事あるたびに筑後川河川事務所の用地課を尋ねて、その進捗状況を確認させていただいているんですが、かなり解決できているんですが、いま少しのまだ同意をいただいている方がいらっしゃるという情報でありますので、我々地元調整をしっかりとするという責務の中で、国にもお願いし、そして地元としても協力しながら一日も早い事業着手に進めていきたいと思っております。

なお、国のほうも用地が終わってから取っかかるだけではなくて、先ほど答弁させていただいていますように、もろもろの関連事業の設計にも着手していただいておりますので、ぜひ用地絡みの事業工事もあるかもしれませんが、それとは切り離して、用地とは連動しないところでも一部でも事業に入っていただくような、そういうお願いも同時並行的にしているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） わかりました。結局は河川事務所のほうの計画に沿っての報告が出ない限りには具体的な推進はないということですね。

それとちょっとお伺いしますが、下御所橋ですかね、あのかけかえですけど、あれは仮橋とか迂回路とか、その辺の点は御承知じゃないですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まだそこまでの具体的な設計までは入っておりません。基本的には、隈

上川の改修で、河川管理者の責任でつけかえ、かけかえになりますが、私どもとしては市道でもありますから、市の道路でもありますから、この際、拡幅をしたいという気持ちも持っていますので、拡幅部分は市が負担しなくてはいけない。そういう面で、国と市とのいろんな協議も今後出てくるかと思いますが、そういう中で話が進んでいくと思うんですけども、まだ議員御指摘の段階まで入っていないということでもあります。

○議長（榊川 正男君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） わかりました。それでは、くれぐれも近隣関係者には進捗状況をその都度報告を、河川事務所へ働きかけをお願いしておきます。

時間少々残りましたが、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（榊川 正男君） これで2番、鑑水英一議員の質問を終わります。

○議長（榊川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は13時30分より再開します。

午後0時11分休憩

午後1時30分再開

○議長（榊川 正男君） 再開します。

次に、11番、大越秀男議員の発言を許します。11番、大越秀男議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 私は今回、通告しております上水道整備計画についてと医療費削減策について、この2つの項目について質問をいたします。

上水道整備計画に先立つ水源の問題で、過去ずっと私たちは、できれば小石原川ダムの水をと訴え続けながら、市長と、怡土市長のときからですけれども、議論もしてきました。しかし、今回、29年度の当初予算に福岡地区水道企業団からうきは市に1億円、久留米市に5,000万円の覚書に根拠があると思いますけれども、水源涵養に対する長年の協力感謝金という形で1億円をうきは市は受け入れることに、その議案について私たちも賛成をしました。一応覚書云々については、今後、議論の根拠にはなっていないかなと自分でも思っております。非常に残念ではありましたが、私たちもこの1億円受け入れについては苦渋の選択をしたところでございます。今後は、小石原川ダムを水源とする上水道整備計画がなされていくと思います。そういったことで、今後の計画のことについて、以下、1として上水道整備計画について、（1）これからは小石原川ダムを水源とする市の上水道整備計画を具体化することになっているが、事業経費や事業着手の時期など、計画策定はいつごろを目途としているのか。（2）として、日量、うきは市に水利権として5,740トンが最大に利用できる利水量ですけれども、この費用24億円余りの支払い先、そしてまた、支払いの方法について、これはどうするのかと。市民が知りたい

ところはそういうところでありますので、どうなるのかということ。それから、(3)として、上水道が整備されたら、具体的に一般家庭の毎月の使用料は幾らになるのか。それから、(4)水源については、小石原川ダム以外に選択肢はないのか、以上の4点について市長に質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(櫛川 正男君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) ただいま上水道整備計画について、大きく4点の質問をいただきました。

1点目が、計画策定のめどについての御質問であります。御存じのように、旧浮羽郡3町では、平成13年度に上水道基本計画を策定し、将来的に水道事業を整備する必要性を検討してまいりました。この計画では、市町村合併により旧浮羽郡がなくなり、吉井町と浮羽町の2町が合併し、うきは市が誕生したこと、かつ策定から9年が経過したことから平成22年度に見直しを行ったところであります。上水道事業を行うに当たっては、水道法第6条に規定されているとおり、厚生労働大臣の認可等を受ける必要がありますが、うきは市の場合、給水人口が5万人以下となるため、水道法施行令第14条により、水道事業の認可は県知事から受けることとなります。一般の需要への適合性、計画の確実性、合理性等、さまざまな観点より審査を受けることとなります。

また、事業認可の申請の際には、同法第7条に規定されております事業計画書や工事設計書、その他厚生労働省令で定める書類、つまり、給水区域、給水人口、給水量を初め、施設の概要、経常収支の概算、使用料金、住民の負担区分等についての検討を行う必要があることから、既存計画の見直しが必要であるとともに、並行して関係機関との協議も重ねていくことも必要となつてまいります。

また、上水道事業は、地方公営企業法の全ての規定の適用を受ける事業であることから、その経営に要する経費は、経営に伴う収入、つまり水道料金をもって充てる独立採算性が原則とされております。上水道事業に関するアンケート調査では、すぐさま上水道が必要という市民の方は10.9%にとどまり、数字上では確かに少ない結果となりました。しかしながら、10.9%の中には、既に水質が悪化して、すぐさま上水道が必要という声もあります。この現状を行政としてしっかり調査し、把握していく必要があります。現実の生活の中で、なくてはならない命の水で困っている10.9%の市民の方々の実情を検証し、上水道整備について、議会、市民の皆さんの十分な理解を得た上で、今後、安定経営を目指した事業計画の構築を図っていく所存であります。

2点目が、利水費用24億円の支払い先と支払い方法についての御質問であります。議員の言われる24億円、すなわち小石原川ダムの負担金について説明を申し上げます。

ダムの総事業費推計額として、1,960億円のうち、水道用水が占める割合が約12%、つ

まり、236億円であり、この利水分負担金額を利水参加者である福岡県南水道企業団とうきは市それぞれの必要水量で案分したものであります。全体の必要水量1日当たり5万6,160トン、そのうち、うきは市が1日5,740トンですので、水量比で案分し、約24億円となるということであります。

議員御質問の24億円の負担額については、あくまでうきは市単独で小石原川ダムに参加し、水源として確保した場合の仮定の金額であります。したがって、補助金、利子等は含まれない概略の試算結果であることを申し添えておきます。

支払い先は、ダムを建設している独立行政法人水資源機構、支払い方法は、完成予定の翌年度である平成32年度からの23年間を想定されるところであります。

うきは市は、小石原川ダム事業に参画し、福岡県南水道企業団に加入して水道事業を始める予定であります。同企業団に加入した場合は、これまでの例をもとにしますと、独立行政法人水資源機構へのうきは市単独の直接の支払いは発生いたしません。加入後は、うきは市も構成団体の一つとなるため、小石原川ダム建設時にかかる経費としては、1億円余の共通施設繰出金と決められた受水費の中で、福岡県南広域水道企業団に支払うことになると考えております。

3つ目の毎月の使用料についての御質問であります。上水道事業を行うに当たっては、給水人口が5万人以下となるうきは市の場合、水道事業の認可は県知事から受けますが、一般の事業への適合性、計画の確実性、合理性、さまざまな観点より審査を受けることとなります。事業認可申請の際には、事業計画書や工事設計書など、給水区域、給水人口、給水量を初め、施設概要、経常収支の概算、そして、上水道の使用料金についての検討がここで必要になってまいります。以前から申し上げておりますように、うきは市は認可申請時に提出する事業計画書策定には至っておりませんので、現時点では具体的な水道料金について、明確な数字をお示しすることはできておりません。今後、上水道事業を進めていく中で、具体的な水道料金の試算を行い、算定した水道料金等を市民の皆様へお知らせできるよう、より一層の努力をしてみたいと考えております。

4点目が、水源については小石原川ダム以外には選択肢はないかについての御質問であります。結論から申し上げますと、小石原川ダム以外に選択肢はないと考えております。上水道整備の必要性を改めて申し上げますと、地下水の枯渇や水質汚染に対する懸念が指摘される中、市民の皆様への命に直結する安全・安心な水を将来にわたって確保するとともに、地域や産業を支える社会基盤の充実を図るためには、上水道の整備を行うことが必要であると考えております。

また、水源に関しましては、これまでうきは市は、多くの関係者のもとで協議がなされ、小石原川ダムに参画したものであり、県の筑後地域広域的な水道整備計画にのっとった事業で、かつ国の水資源開発基本計画、いわゆるフルプランで閣議決定された事業でございます。全ては、現実

的な水源を検討する中で、国の補助を含めて、最も市民負担が少なく、かつ安定した水源を求めた結果でございますので、今後もこの基本方針により、上水道整備に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） それでは、（1）番のところから行きたいと思いますが、今のところ具体的な計画策定はないという答弁だったと思います。これはいろんなファクターがあってそうなっているんだろうと思いますけれども、やはり私は一番計画が進まないのは昨年実施した市民アンケートですね、これで、もうこれなら行けるという答えが出ておれば、恐らく計画策定はどこまで行っているかは別として、着手されてあったんじゃないかなと思うんですよ。まず、この計画策定に着手できていない最大の理由というのは、当然、平成13年にこの計画策定して22年に見直し、いわゆる5万人以下の給水人口、だから県の許可になるということであるけれども、アンケートの結果、言葉は余り適当でないかもしれないですけれども、アンケートの結果が思わしくなかったと。いわゆる事業に向けてゴーサインが出せるようなアンケート結果ではなかったというふうに概略受けとめていいんですかね、今の答弁は。1番については。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの鍮水議員への質問の回答でも述べさせていただきましたように、上水道事業は相当の経費を伴う大きな事業であります。したがって、市民の皆さんの理解なしでは、この事業というのはあり得ないという認識を持っております。そういう面で行きますと、ここ4年間、やはり市民の皆さんに理解をいただくことが一番の大きな課題でございましたので、例えば、広報うきはで数次にわたる説明、あるいは行政区単位の区長さんの説明会、あるいは市挙げてのシンポジウムを開催するなど、いろんな手法で上水道整備がいかにか必要かを市民の皆様へ訴えてまいりました。そういう中で、アンケートの結果が10.9%というかなり低い数値だと認識しておりまして、この10.9の数値をもう少し上げないことには到底この事業には着手できないものと、こういう認識を持っております。

したがって、再三申し上げるようでございますが、10.9、少数派ではありますけれども、非常に切実な叫びが私のほうに寄せられております。もう既に水質が汚濁されている、あるいは井戸がれ状態にあるというふうなお話も受けております。また、既存の井戸が壊れたらすぐさま入りたいという、そのほかの方も、そういう声も受けております。要するに、アンケートですから自己申告型でありますので、そういう実情を我々行政がしっかり我々の目で確認して、そして、今のうきは市内のこの地下水の状況、あるいは将来の動向等をもう少しわかりやすい格好で市民の皆さんに御説明しないと、この賛同というか、理解というのは進まないんじゃないかと、こういう認識を持っておりますので、今、再三答弁させていただいておりますように、昨年度から

この地下水、10.9の皆さんのお声を受けて、しっかりした調査を今進めさせていただいておりますので、そういう中で、再度市民の皆さんにこの事業の必要性を訴えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） ちょっとあとの質問もありますので、余り時間かけられないんですけども、市長はいつも何の事業を進めるについてもそうなんですけれども、市民への丁寧な説明をとよく言われますね。もちろんそれはそうなんですけれども、じゃ、丁寧な説明をしたから市民の理解が得られたかということとは別問題だと思うんですよ、私は。ただ、この上水道の問題をそういうふうに切り捨てているわけではないんですけども、問題は10.9%が妥当な数字かどうかというのは別として、市長も今言われたように、ぜひとも上水道整備を早くしてほしいと、うちはもう地下水が悪いんだと、うちの水は飲めない、あるいは生活には使えないというお声があることも十分理解しております。

いわゆる社会資本というか、あるいは教育とか保健、いわゆる福祉全般にわたるものは、私はいつも思うのは、コストだけでは議論はできないといつも思っているんですよ。ですから、赤字を出してもやらなければならないことは当然あると思っています。だけど、その赤字の幅ですね、今度、期せずして山三校の統廃合の話も出てきました。これは、一つの要因として、やっぱり財政的に効率が悪いと。教育ではあるけれども、当然、行政が負担すべき問題ではあるけれども、それにしても、ちょっと負担が大きいと。だから、統廃合という話は出てきているんだろうと、流れとしてももちろん、何ですか、平成32年度からの指導要綱の改定とか、そういったのも当然ファクターとしてあると思いますけれども、やはり行政は、いわゆる民間事業と違いますから、何をやっても、これをやって市民から負担金をいただいて、それで経営が賄えるとか、そういった問題でないことは十分私もわかっています。ただ、それにしても、やっぱり限度があるでしょうと、行政負担をするのが原則だけれども、その負担の率によってはやっぱり限度があるでしょうと。そういった意味では市長も同じことで悩んであると思うんですけども、どこを分岐点に、ボーダーラインにして、例えば、上水道でいえば市民負担が幾らになるのか、これくらいなら市民にも納得してもらえないわけではないか。しかし、市民が納得しても、行政負担が今度は財政負担が物すごく大きな負担になってくる。そうすると、もうちょっと市民に負担をお願いしなければならない、そういった、非常にその辺のバランス感覚をとっていくのが非常に難しいんだろう、そういうことで計画もなかなか立てられない事情にあることは私も十分理解しております。

ただ、市民が知りたいのは、やはり市長がいつも言われるように、これは社会資本として市民生活のために上水道はぜひとも必要なことなんだから、何があってもと、要するに万難を排してでもやりたいということをおっしゃいますので、しかし、じゃ、いつやるのという素朴な疑問が

出てくるわけですよ、市長がやりたいとおっしゃるんで。それと、例の2番目にあります24億円。それはどげんして払うとですかと我々も聞かれるんですね。だけど、私たちもそのことに対して市民の方に適切な説明ができない、そういったことできょうこの質問をしているわけですが、そうすると、(1)に戻りますけれども、具体的な計画策定は、今のところまだめどが立っていないというふうに理解していいんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 現時点で明確な計画の策定には入っておりません。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） そうすると、(2)の5,740トンに対する24億云々という、これは一括して払うわけではなくて、さっきおっしゃった平成32年、ダムが完成した後、過去の例でしょうけど、23年間にわたって払っていくという方法もあると。ということは、年間1億円余りずつというふうになると思うんですけど、そういう支払い方法があると。私は県南水道企業団から水をこっちに送ってもらうとき、水の料金にそれを上乗せするのかなというふうに思ったり、あるいは県南水道企業団が24億円余りを一時立てかえ払いして、そして、こっちが払っていくというふうにはいろんな方法はあるんだろうと思っていましたけれども、あくまでも24億円余りというのは、うきは市がこの水利権料として、水資源機構なのかどこか知りませんが、確実に24億円余りを別に払っていかなければならないということなんですね。これちょっと確認したいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今の件については、再三特別委員会で担当の室長のほうから説明がなされていると思いますが、2つに分けて考えなくちゃいけないと思います。福岡県南水道企業団に加入した場合と、加入しない段階の場合と2通りあるわけでありまして。今の時点では、10.9%ということで、市民の皆さんの非常に上水道への参画の意識が低いわけですね。これまた議会の皆さんにも説明を申し上げたんですが、仮に10.9%で上水道に踏み切った場合、アンケートをもとにした試算値なんですけれども、もう毎月市民の皆さんの水道料金が4万2,900円になるわけですね、途方もない金額になる。それをアンケートの中でもつけていますが、近隣の自治体の今の水道料金の使用料金が自治体によって変わってくるんですけども、一番近場で高い最近の事例として、八女市さんが月5,670円というのをアンケート調査でつけさせていただいております。この5,670円をもし上限としてキープするならば、1年間当たり一般会計から4億9,000万円をずっと繰り入れしていかななくてははいけない、これはとてもじゃないけれども、今のうきは市の財政状況では、これはもうもてるわけないと、こういう認識でありますので、どこまでだったらやれるかというのは非常に頭の痛い話であります。とにかく10.9は

低過ぎると、これをいかに上げるかというのが一番の大きな課題であります。そういう中において、今すぐさま福岡県南水道企業団に加入するという選択肢は、今の時点ちょっと薄いと思っております。そうしますと、小石原川ダムは31年度で完成しまして、32年から供用開始になるわけですね。そうすると、ユーザーも32年から割賦償還、具体的にはその時点で水資源機構とうきは市が協議することになっております。もちろん潤沢にうきは市が財政が豊かであれば、一括支払いも可能であります。一つの選択として、他の自治体はほとんどが割賦償還になるわけですが、今、協議次第でまた変わるかもしれませんが、現時点では23年間の割賦償還、これが一番現実的な話ではないかと、こう思います。そうしますと、32年の4月の時点で県南水道企業団に入っていないければ、うきは市が単独で割賦償還を支払い続けなくてはいけないということになります。もう一つの選択肢は、それを含んで、福岡県南水道企業団に加入してしまうと、直接うきは市が水資源機構にお金を返す必要はありません。県南水道企業団が一括して水資源機構に返すということになります。そうすると、私どもは福岡県南水道企業団の組織の一員となりますので、そこのルールにのっとって経営負担というのが出てきますから、この福岡県南水道企業団に加入負担金という大きなお金とかありますが、それは横に置いて、小石原川ダム建設にかかわる経費としては、先ほど説明しましたように1億円余の共通施設拠出——繰出金というのは、一括1億円余のお金は払わなくちゃいけないんですが、ほかは受水費の中で払っていくということになっております。この受水費は、75%と説明をさせていただいたと思うんですが、使う使わないは関係なく、ある一定の水量に見合ったお金を払い続ける。結局、この中に小石原川ダム建設負担の一部が入っていると、こういう構図になろうかと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） ダム完成時点では、まだうきは市は要するに計画策定が恐らくできないだろうと。そういう前提でいくと、県南水道企業団加入もまだ決まっていないと。そうなると、24億円余については1億円余ですので、23年の分割払いで直接払っていくことになるという理解でいいですね、今の話はですね。わかりました。

水代の話ですけど、私たちも議会として資料をいただいております。うきは市水単価の算定ということで、県南企業団加入の場合ということで試算表をいただいております。これが、このとおりいかどうかは別として、このときの年間給水量が167万6,080トンなんですね。ということは、1日5,740トンが最大ですから、この計画でいくと、8割使っていることになるんですよ、5,700円。そうすると、さきのアンケート結果の10.8、あれがそっくりそのまま加入されたと仮定しましても、とてもこんな数字は水の使用量、年間給水量としてはこんな数字は出てこない。そうなると、一番下にありますこの資料のですね、水単価がトン当たり337円96銭で試算されています、このときは。そうすると、これは最終的な水単価というの

は、もっともっと膨大な費用になると思うんですね。仮にこの80%を水を使ったときの337円の試算でいって、私ごとで恐縮なんですけど、私のところの下水道使用量イコール水道を使った量ですから、33トンぐらいから55トンの間ぐらいで変化が、年間通したら多いときと少ないときの差があるんですけども、仮に55トン使うと、毎月の使用料は1万8,587円になるんですよ。少ないときでも、1万1,152円。ああ、とてもじゃないなという気がいたします。ですから、ここは、これはもう非常に複雑なので、この水の問題は。私もどういふふうに、質問を組み立てること自体も難しいくらいあるんですよ。要は、もう(4)番に入っていきますけれども、水源として小石原川ダム以外にはないのかということと質問していますけれども、地下水調査を28、29、30年度でやる意味合いというのかな、市長は選択肢はもう小石原川ダムを水源とする以外にはないとおっしゃっていますけれども、この地下水調査を当然条例がありますから、条例に基づいて保全という責務がありますから、それは調査するのは当然のことなんですけれども、その調査の意味というか、じゃ、その地下水調査した結果が、ほら、上水道が必要ですよというふうになればいいですよ。しかし、ならないとき、これはまた非常に難しい問題だなということをおぼろげに想定しているんですけど、その辺は要するに水源は小石原川ダム以外には考えておりませんと言いながら、地下水調査の結果、もう地下水で十分今の市民生活いけるじゃないかというような結果が出たときは、小石原計画とはちょっと相反することになってくるし、地下水が枯渇、いわゆる水位の低下、地下水の汚染、そういったのがやっぱり、例えば、10年単位で見たととき確実に進んできていると、悪い方向に。そういうことであると、この上水道整備が必要だという理由づけになってくるんですね。地下水がこうなっているんですよ。だから、上水道は必要なんですよ。しかし、そうなるとは限っていない。だから、私はここであえて(4)番の質問を投げかけているのはそこなんです。ですから、それとは全く関係ありませんと言い切れるのかどうか、ちょっと4番のことについて選択肢、水源の選択肢について市長明確にお答えを。

○議長(櫛川 正男君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) 水源についての御指摘については、これまでも何度も議論があったと、こう思います。もう私は今現在、それを議論するような時期ではないと、そのように思っております。といいますのも、地下水で水源を求めても、例えば、今直近でうきは市内、いろんな企業誘致絡みでボーリング調査をして、いろんなデータを集積しているんですけども、例えば、三春の工業団地のときにも、最大マックスで、かなり出にくいところもあるんですが、出やすいところで1日当たり400トンというようなデータがありますが、安全圏を持つと、やっぱり400までずっと毎日くみ上げると、やっぱり厳しいものがあるんですけども、仮に400としても、5,740割ることの400ということになれば、もうボーリングを市内全域十四、五

カ所掘らなくてはいけない、そういうことが果たして市民の皆さんに、どこをボーリングというか、水源にするかというその地元調整も難航するであろうし、膨大なお金もかかる。それはもう20年前から議論して、そういう選択肢はないと今日まで来ております。そういう中で、小石原川ダムに参画をして、24億円余りの負担金にも同意をしているわけですね。そうしますと、法律、あるいは水資源機構法の内規に基づいて、今、小石原川ダムの参画をやめるということになれば、要するにペナルティーが生じていて、24億円払ったほうが——払ったほうがというのは、ちょっと言葉の語弊がありますけれども、24億円を上回るペナルティーが生じる、それはやってみないとわからないところもありますよ。しかし、我々が既存の法令等で調べる限りにおいて、本当にそれ以上のペナルティー負担金というのが伴う、そういうことを総合的に考えると、今そういう議論をしている時期ではないと、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 最大地下水のくみ上げ量5,740トン地下水で賄うとしたら、14カ所ぐらいですね、400トンとして。ただ、それは極論ですよ。それは5,740トンいきなり市が必要とするわけじゃないわけですから。それは2カ所とか3カ所とかでスタートすればいいことであって、そうしましょうと言っているんじゃないです。理論としては、そういった一気に5,740トン市内の地下からくみ上げるということでは、ちょっと説明は乱暴過ぎるんじゃないですかと思いますよ、僕は。第一、10.9%しか加入者はいないという……（「市民全体に必要とする方がいるので、どういうふうに——どうやって」と呼ぶ者あり）それは、できる、できないかは私もわかりませんが、私が言っているのは、簡易水道の問題とか、そういうことも頭の隅に置きながら、そういう発言しているつもりです。それは市長はしないと、簡易水道事業は、それは国庫補助もないしできないということでおられるかもしれませんが、私はいろんな選択肢があっているのではないかなというふうに思います。

さっき財政負担が今のままでいくと、4億円からの財政負担が生じるということをおっしゃいましたよね。私も、この試算でいっても、管理費だけで4億円かかるんですね、年間。それから、そういったのを計算して、トン当たりの337円96銭というのが出てきているとは思いますが、とにかくこの上水道というのは、確かに我々素人ですから非常にわかりにくいし、財政負担と市民負担との乖離した部分、どこをとって事業をスタートするのか、この判断も非常に難しい問題だと思うんです。ですから、やっぱり市長がいつも言われる丁寧な説明というのは、そこを市民にわかりやすく、今後、ぜひお願いしたいと思うんですよ。でないと、純粋に出てきた24億円はどげん支払うとですかとか、水道料金は幾らになるとですかとか、そういった市民の疑問の声というのはいつも出てくることになりますので、そこいらを十分市民に明確に答えを出してほしいなということを要望したいと思います。もうこの問題はやり出すと、

ちょっとまだいっぱい聞きたいことはあるんですけども、残りの医療費削減の問題がありますので、ここでこの問題はやめます。やめますけれども、ぜひとも今言ったように市民への説明という部分について、この説明で市民が納得できるのかということをご念頭に置いてやっていただきたい。一方的に市は説明したじゃないかということじゃなくて、この説明を市民が本当に理解しているのかということを検証しながら、今後やってもらいたいということを強く希望して、次の質問に移りたいと思います。

大きい2番の項目として、医療費削減策について。

私は、国民健康保険の保険加入者ですけども、実はこういう質問するに至った経緯というのがあります。2年前の特定検診を受けて、私事で非常に恐縮なんですけど、保健担当の方に呼び出されました。大越さん、LDLの値が非常に高いですよと、何ですか、そのLDLで。悪玉コレステロール、これを下げなさいと。薬で下げることでもできます、だけど自分の努力で下げてくださいと。そのLDLって高かったらどうなるんですかと。いや、これが動脈硬化、いわゆる水道管の中に水あかとかカルキ、いろんなものが詰まっていくあの状態ですよと、血管がそうなります。その結果、脳梗塞、心筋梗塞、狭心症、そういったのを誘発するリスクが非常に高くなります、だから下げてくださいと。薬でも下げられますけれども、自分の努力で下げられたほうがいいですねという指導を受けたんですね。ですから、ああ、わかりました。じゃ、どうすればいいですかと。食事制限。私は酒が飲めない分、大変な甘党なんですね。それと、あんまり運動しなかった。わかりましたと。それから一念発起、昨年、一昨年の7月17日から、仕事が終わって夜歩き始めました。もう3カ月ぐらいたって、大体効果が出てきたんですけど、その後、3カ月に1回ずつ血液検査をずっとしております。悪いと指摘されたときのLDLの値が187だったんですね、本来は130以内ぐらいにおさまっとかにかいかんです。187、要するに4割ぐらい高いんですね。ですから、これを下げるのを目的に食事減らし、甘いものも我慢して、そして、ウォーキング、一晩7キロ、百年公園のちょっと上まで行きます。そしたら、見事に数値が下がりました、おかげさまで。今は130を大体下回るくらいにおさまっております。そのとき思ったことは、やっぱり今回も議会報告会で、医療費が何でこげんうきは市は高いとですかという質問があったんです、市民の皆さんから。検証してみると、風邪引いたりとか、おなかが痛いとかって病院にかかるのはもうちょくちょくあること。それは言い方は悪いですけど、大した医療費負担にはならないんですね。だけど、いわゆる心筋梗塞、脳梗塞、こういったのをやると、私の友人が心筋梗塞で倒れたところに私がちょうど居合わせたことがあります。彼が、久留米医大でしたけど、運ばれて入院して、無事に帰ってきました。15日ぐらい入院だったと思いますけれども、俺の入院費幾らかかったと思うか、おまえと言われて、ああ、想像がつかんねと。180万円ですね、心筋梗塞。そして、鼠径部からステントを入れて、血管をばっと開く措置を

するだけ、2週間入院、180万円です。はあ、いわゆる成人病、生活習慣病に起因する成人病を抑えていく、脳梗塞とか心筋梗塞、脳溢血、くも膜下とかいろいろあるでしょう、これを抑えることは非常にやっぱり市の医療費負担に効果があるんだなということをもう本当に体感しました。ぜひとも、やっぱりこの方策をとるにはどうすればいいのか。やっぱり私自身の経験からいくと、特定検診を受けて、その結果指摘されて、そして、いろんなものを我慢して運動を取り入れて、そして、今こうなれた。私は自負しています、ああ、市に150万円から200万円ぐらい貢献できたかなと、自分が倒れておればそれぐらいかかるんだろうかと。ですから、こういった輪を市民の方に何らかの方法で広げていけたらなということを書いて、ちょっと前置きが長くなりましたけれども、以下の質問をさせていただきます。

(1) として、特定検診の受診率アップは重要なポイントとなるが、具体策はあるのか。

(2) として、ジェネリック医薬品の積極的な利用は医療費削減に効果があると思うが、どのように推進していくのか。

(3) として、健康ウォーキングは大きな効果を生んでいると思うが、市内にモデル的なウォーキングコースをつくることは考えられないか。

以上3点について質問したいと思います。

○議長(櫛川 正男君) 高木市長。

○市長(高木 典雄君) ただいま医療費削減策について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、特定検診受診率アップの具体策はあるかについての御質問であります。特定検診とは、平成20年4月から始まった40歳から74歳までの健康保険加入者を対象として導入された新しい健康診断のことで、メタボ健診や生活習慣病予防健診とも呼ばれております。糖尿病や脳卒中、心筋梗塞、高脂血症などの生活習慣病の患者は年々増加し、現在では国民医療費の30%を占めるに至っており、特定検診はその発症や重症化を予防することを目的とした健診であり、その受診率を上げていくことが医療費の削減にもつながるものと考えております。うきは市の過去3年間の特定検診の受診率でございますが、平成26年度40.7%、平成27年度38.6%、そして、平成28年度は暫定値ではありますが、40.9%という結果になっております。福岡県下60市町村の中で、上から、いいほうから10位台の状況でございます。

今年度、市では集団健診を年間35日間予定しておりますが、全日程を前半、これは5月から7月までの25日間と後半、10月の10日間に分け、前半の日程で未受診であった者に対して、後半の健診前に再度通知を行うこととしております。また、平日に受診ができない方のために、土日の健診日を前半に8日間、後半に4日間の計12日間設け、受診しやすい環境づくりに努めております。

なお、平成24年度からは経済的な負担軽減策として、特定検診の料金を無料としてきたとこ

ろでございます。

特定検診の受診率が40%前後で推移し、それ以上伸びない要因の一つとして、日ごろ定期的に医療機関を受診されている方が、市の住民検診を受診していないということがこれまでのデータからも明らかとなっております。市では、特定検診は集団健診のほか、医療機関でも受診が可能であることの周知を行うとともに、市内医療機関を個別に訪問し、医師への協力依頼を行っております。また、人間ドックを実施している医療機関と市、国保が契約し、特定検診分の費用を助成することで受診者の経済的負担を軽減し、受診機会の拡大を図っております。なお、今年度は受診者の掘り起こしとして、数年置きに受診はされているが、検査結果が思わしくない方を対象に、自宅などを訪問し、定期的な健診受診の必要性を説明し、受診勧奨を行っております。また、国保連合会との共同事業により、平成30年度から医療機関で定期的に検査を行っている方の検査結果データを本人の同意を得た上で、特定検診受診データとして収集することが可能となるため、より効果的な保健指導が行われるようになり、特定検診の受診率向上につながるものと考えております。

2点目が、ジェネリック医薬品の積極的な利用の推進についての御質問であります。ジェネリック医薬品は新薬の特許期間終了後に、他のメーカーから販売される同じ有効成分、同じ効き目の価格の安い薬であります。医師の処方箋が必要であり、厳密に全く同じものではない場合もあるため、病名や体質によっては医師の判断により、使用できない場合もあります。そのため、まずは医師、もしくは薬剤師に相談していただくことになります。

御指摘のジェネリック医薬品利用促進の取り組みとしましては、国保健康保険の被保険者証をジェネリック医薬品希望カードと一体化して交付しておりますが、後期高齢者医療保険でも75歳到達時など、新規に被保険者証を交付する際には、必ずジェネリック医薬品希望カードをお送りするなど、啓発に努めております。

また、診療報酬の審査結果により、薬価の面から医療費抑制効果が高い方を毎月150名抽出して、ジェネリック医薬品への切りかえた場合に、本人負担額がどのくらい安くなるのか、おおよその金額をお知らせして、医師に相談していただくよう、利用案内通知をお送りして促進を行っております。ジェネリック医薬品の普及率につきましては、医師会、薬剤師会等の普及促進に対する御協力により、数量ベースで平成26年度の52.3%から、平成27年度は60.6%、平成28年度では67.0%と年々7%上昇してきておりますので、今後も引き続き市民への啓発促進に努めてまいります。

3点目が、健康ウォーキングの推進、モデルコースの整備についての御質問であります。体に過度な負担をかけず、ある程度の時間をかけて行う運動のことを有酸素運動といい、安定した呼吸で体内に酸素を多く取り込む全身運動として、糖質や脂質の燃焼、心肺機能や足腰の強化に

よる生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防、改善効果があります。この体によい有酸素運動を手軽に行えるのがウォーキングの大きなメリットであります。そして、ウォーキングは、特別な道具も必要なく、時間やスピードを調整することで、個々に合わせた体力をつけることができますので、子供から高齢者まで気軽にできる運動の一つであると言えます。現在、市内には看板等を掲げたウォーキングコースはありませんが、保健課において以前より数カ所のウォーキングコースを設定し、各種教室や出前講座等の機会を通じて御紹介をさせていただいているところであります。

主なものとしたしまして、うきは市を横断している国道210号線バイパスをコースとして設定し、ウォーキングマップを作成しております。210号線バイパスは、一部の箇所を除き、歩道が整備されており、安全性が高く、季節の花も楽しむことができます。浮羽町山北の百堂坂から吉井町鷹取までの全長8.6キロメートルの中で、市民の方が好きなどころからウォーキングをスタートできるよう、マップ上に主要地点間の距離を表示しております。また、バイパスから派生するコースとして、大石コース、江南コースの設定も行っております。御提案のモデル的なウォーキングコースの整備でございますが、現時点では、今申し上げた国道210号線バイパスに距離が一目でわかる目印、いわゆる看板等をつけるなど、歩く人の意欲をかき立てる工夫を行い、ウォーキングコースとして、多くの市民の方に利用していただけるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、筑後川温泉周辺、古川水辺公園周辺などを筑後川の原風景や放水路、川沿いのサイクリングロード、温泉旅館などとリンクさせ、市民の健康増進と観光資源の両面から整備を行うことについても、今後、関係部署と協議を行っていく必要があるかと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 特定検診については、受診率アップはいろんな形でやっているという、今説明もありました。私、条例で調べても、うきは市健康づくり推進審議会というのがありますよね。ここでは、例えば、食育に関連することとか、何かやってあるんだろうと思えますけれども、私自身、勉強不足で活動の内容がわかりませんので、どういったことをやってあるのかということちょっと、この健康づくり推進審議会というのはどういったことをやってあるんですかね。わかる範囲でいいです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） うきは市の健康づくり推進協議会でございますけれども、現在は1年間に1回ないし2回の開催でございます。各種団体の代表の方、委員としてお願いをしております。

ます。市民の健康づくりの企画、立案を行う場として、この協議会のほう、会議を行っておりますけれども、今のところは市が行っております健康増進の各種事業について、市の健診の結果等を御報告しながら、どういったところから市民の健康づくりを考えていけばいいかのいろいろな御意見をいただいて、新しい取り組み等をその場で検討いたしております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 意見などをいただく場であるということですよ、今のところ。私は思ったのは、やっぱりそこいらで検討されたことをもうちょっと広げるというか、要するに市民の健康づくりに対する本当の意識づけに生かせるようなことをやるべきではないかなと、具体的にまだ私も細かくそこを内容を把握しておりませんので、わかりませんが、時間もありませんので、ぜひともそういった方向で、今後進んでもらいたいと思っております。

ジェネリック医薬品のことにつきましては、年々7%ぐらい利用率が上がってきているということで大いに、昨年度が67%ということで、かなり進んでいるんだなということは現場の職員さんなり、あるいは薬剤師会、医師会の皆さん方の努力でここまで来ているんだなということで、私もありがたく思います。しかし、さらにこれを上げる工夫をやるにこしたことはないんですから、やってほしいなと思います。

ただ、このジェネリック医薬品については、私たちも委員会で調査もしましたけれども、お医者さんによっては非常に抵抗を持ってある方もおられるということを実感いたしました。

過去、広島県の呉市に私たちこのことについて調査に行ったことがありますけれども、これを推進していく最大のポイントは、行政の担当の職員と医師会、薬剤師会、この3者の信頼関係が大きく影響するということを知って来た記憶があります。たしか呉市はその事業を始めて市民の説明会やったり、いろんなことで7,000万円とか8,000万円の医療費削減につなげていったというような実績も報告を受けてきたことがありますので、ぜひここいらはやっぱり保健担当の職員さんというのは、職員って余り同じ部署に長くおるのは好ましいことではないのかもしれないかもしれませんが、こういった逆のいい効果もあるということをやその事例から私たちは勉強させてもらっておりますので、この辺もぜひ頭の隅にでも置いていただいて、やはり信頼関係、わかりやすく言うと、お医者さんとも薬剤師会とも仲良くやりながら、自分たちが考えていることをぜひとも実行に移してもらいたいということに尽きるのではないかなと思います。

それから、ウォーキングコースについては、バイパスなんかを紹介したりというパンフレットもつくっているということで、大変申しわけないけど、私は知りませんでした、このパンフレットのこと。ただ、私が思うのは、言いたかったのは、仕事によっては昼しか歩くときがない、夜しか歩くときがない、早朝しか歩けない、いろんな人がおると思うんですね。私は主に夜ですので、街灯の明るいところに行くんですよ。大変ありがたいことに、百年公園は、山辺の県道から

上はずっと電気がついているんです。だから、家内と2人で歩いても、離れても心配ないんですね。だけど、バイパスは真っ暗なんですよ、結構。車が時々通り過ぎますから明るいように感じますが、歩いてみると、真っ暗なんです。だから、今LEDもかなり普及してきていますので、電気料としては、さほどこれからはかからないと思うので、ぜひともこの照明、夜間の照明ということ、どこにどうせろということじゃなくて、ポイントを定めて、夜間のそういった防犯灯の整備も進めたらいいのではないかなということをおもいます。

それと、歩いていて思うことは、歩道が歩道の役目をしていないところが多いんですね。車道の横に歩道が確かについているけど、歩いてみるとでこぼこだったり、斜めだったり、段差があったり、結構歩く人にしかわからない歩道の荒れぐあいというか、つくったときは恐らくきれいだったんでしょけど、車が走る車道はきれいに舗装がされているんですけど、歩道というのは置き去りになっているという現状をここで伝えて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで11番、大越秀男議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、6番、上野恭子議員の発言を許します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 6番、上野恭子です。議長の許可をいただきましたので、質問に入ります。

本日は、日々の幾つも気づいたことについての質問をたくさん書き出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1つ、五庄屋の偉業を通じたミズベ（水辺）リングで活性化、2つ、英語や漢字の検定試験料助成について、3つ、市役所窓口での住民対応について、4つ、セルフネグレクトについて、5つ、高齢運転者の安全対策について、5つの質問をいたします。

まず1つ目、五庄屋の偉業を通じたミズベ（水辺）リングでの活性化施策についてです。

五庄屋の偉業とつながる吉井小学校前の新川でのカヌー、船下り、ひな流し、風鈴設置などの催しを行い、ミズベリングとして観光と連動した活性化をしてみてもどうかということです。

まず、吉井小学校前の川辺には、下位に生きる五庄屋の遺跡の立て札が立っております。川の流れに沿った案内板でも記されておりますが、大石水神、長野水神、角間天秤、1から10、多分10の場所は田主丸の行徳ではなかろうかと思いますが、柳川あたりでは十数年前、50年ほど前より川辺を活性化に活用し、船下り、ミズベリング、御花、料亭などと合流、活性化しているということで、非常に水辺を活用しております。

今、国土交通省では水辺を活性化に活用するようという推進がなされております。二、三年前の農村活性化推進事業にてこの下位に生きる五庄屋の遺跡事業は案内板がされたと聞いており

ますが、また、五庄屋物語等は、東京あたりでの学校教科書にも数十年前より載っていたということも聞き及んでおります。3月からのおひなさまめぐり、美術館めぐり等のちょっとマンネリ化したイベントを、ミズベリングを一味加えてみて、活性化をしてみたらどうかという提案です。

たまたま広報の4月1日号、5月15日号、4月号には裏のほうに小学校前の美しい風景、また、5月15日号には大石堰の皆さん方による汚泥作業、こういうものが載っております。

浮羽まるごと博物館ということで、非常に水辺を利用するというのも大切なことと思われませんが、その提案を考えていただきたいということでございます。

2つ目、五庄屋物語は長野水神社なしでは語れませんが、水神社境内や周辺道路の整備も済み、ことしは関係者によります100本の桜植樹もなされていると聞いております。ミズベリング施策として長野橋のかけかえには神社の魅力を増す朱塗り宮橋にしてはどうかという提案でございます。午前中の鑑水議員の御質問の中に、河川工事について質問がありました。少し関連ではございますが、河川工事や下水道工事にもより、川も昔に比べきれいになってまいりました。また、長野水神社も境内や周辺も広く整備されております。数年後、午前中の返答の中には3年ほどの後にというようなことでしたが、隈上川改修拡張によるサイホン工事等もあり、全国的に長野のほうも注目されると思います。相当のお金が要するというのも午前中聞きましたので、非常にちゅうちょはいたしますが、長野橋のかけかえには長野水神社のインパクト、印象を増すように、チャンスの工事と思いますので、橋を朱塗り宮橋にしていきたいと思うものであります。

橋を改修するに当たって、そういうインパクトがあれば、筑後川温泉の活性化にもつながるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま五庄屋の偉業を通じたミズベ（水辺）リングでの活性化施策について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、五庄屋の遺産である吉井小学校前の新川での観光と連動したミズベリングによる活性化の御提案であります。ミズベリングとは、日本の水辺の新しい可能性を創造していくプロジェクトで、水辺プラスアール、つまりリノベーション、プラスアイ・エヌ・ジー、進行形ですね。この3つを合わせた造語で、市民や企業、そして行政が一体となり、水辺と町がともに景観にぎわいを生み出す取り組みのことと認識をしております。

市では、観光入り込み客の増加とできるだけ長くうきはに滞在していただくような取り組みが必要と考えております。1月からは観光アプリ「おさんぼうきは」の本格運用や、3月からは食事やお土産、体験メニューなどを盛り込んだうきはおいしいクーポンの販売を始めています。

また、御提案の吉井小学校前の新川には、吉井自治協議会によるこいのぼりの展示を毎年3月から5月まで行っていただいているところであります。おかげさまで市への観光客も増加しており、一昨年から約20万人増の年間約220万人の観光入り込み客となっております。筑後吉井おひなさまめぐりの来場者についても、昨年より1割増の8万8,000人の方に訪れていただいております。

今後も、自然や景観、フルーツ、白壁、歴史など、市の観光資源を盛り込んだ体験プログラム開発などに積極的に取り組んでいきたいと考えております。なお、御提案のミズベリングとしての取り組みについては、市民や企業の皆さんと魅力ある水辺空間をいかに創造することができるのか、その可能性も踏まえ、庁内で議論をしてみたいと、このように考えております。

2点目でありますが、長野橋の朱塗り宮橋についての御提案であります。議員の御質問の通り、五庄屋物語は、長野水神社なしでは語られません。また、河川の占用申請に関する規制緩和から水辺を活用したまちづくりを推奨しているミズベリングについてもすばらしい取り組みであると理解をしているところであります。筑後川における河川改修につきましては、先ほど鑑水議員への答弁において報告をさせていただいたところでございます。議員より要望がありました長野橋についても、現在かけかえに向けた設計等の準備が進んでいると聞いております。

御提案については、種々大きな課題があると思われませんが、国や県と御相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 1番のミズベリングの活用ということの1番のことに対しては、このたび居蔵の館、鏡田屋敷等も水回りを整えるということを知っております。このことも少し活性化に一役買って出るのかなとワクワクして思っているところでございますが、観光事業に、お客様にお茶ぐらいは出せるのかなというような期待も持っております。文化財を長く維持するためには保存と活用を上手にしなければ、将来に向けての保存維持は難しくなります。

浮羽まるごと博物館では、美しい自然、歴史等を十分に生かし紹介しながら、物語を語りながら観光を連動させ、魅力ある新たな活性化にさせていただきたいという思いでございます。どうぞ、今すぐの返答は結構でございますので、こういう思いの議員もいるということを知っていただきたいと思います。

それと、2番の朱塗り宮橋ですね。非常に経済も緊迫している中に申し上げにくいとは思いましたが、一回かけた橋は半永久的にそのままでございます。国もミズベリング施策を非常に声を大にして言っておりますので、活性化にプラスワンということで、朱塗り宮橋、検討材料にいただきたいと思います。

そういうことで、1番の質問は終わらせていただきたいと思います。最後に一言、水辺の活

性化について、五庄屋の活性化について燃える思いを、市長の答弁を一言いただいて、2番に移ります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、うきは市内多くの河川を有しております。素晴らしい自然環境の中に幾つもの河川を有しているわけでありますが、そういう河川も生かしたまちづくり、まさにミズベリングも大きな今後の活性化策の一つだと、このように認識をしておりますし、また、そういう面で今後市民の皆さんであつたり企業の皆さん、やはり全て行政でやるのではなくて、多くの市民の皆さん、企業の皆さんと連携をしてどう取り組んでいくか、それが大きなキーワードだと思っていますので、そういう視点で対応を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

それでは、2番に移ります。

英語や漢字の検定試験の助成についてでございます。学校生徒の英語や漢字検定試験を受験する意欲と頑張りを支援するために、子育て支援でございます——かかる検定料に対し、市において補助、助成を行うことができないかという質問でございます。

子育て支援はとても大切なことです。また、教育に格差があつてはならないと強く感じておりますが、子供たちが親に気兼ねなく挑戦できるようにという思いでございます。また、子供は生まれたときから社会で育てなければならないと思っておりますし、私たちが後世に残してやれる一番大事なことは、いい人材だと私は思っておりますが、いかがでしょうか。

漢字検定では年3回、2級、3級等、この金額は2,000円程度でそんなに高いものではございませんが、英語検定におきましては、5級、4級、3級、準2級、2級、準1級、1級となりますが、1級になりますと8,400円ほどかかります。受験料も高くなっておりますので、全助成ができれば一部助成でも子供たちのためにお願いできないかという思いでございます。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま英語や漢字の検定試験料助成について御質問をいただきました。

このことに関しましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 英語や漢字検定試験料の助成についての御質問でございますが、現在、市内小・中学校では希望者を対象に、中学校2校で英語検定、小学校1校で漢字検定が実施されています。また、うきは市寺子屋におきましても希望者を対象に漢字検定と算数検定を実施して

います。近隣市町村では、英語検定に関して、久留米市、筑前町、東峰村が助成を行い、小郡市、朝倉市、大刀洗町は助成を行っていません。

各種の検定試験料は、本来受益者が負担すべきものと考えますが、英語教育が重視されつつある今日の動向や市内児童・生徒の英語力の状況、周辺自治体の検定試験料の助成に係る状況等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 今、教育長が申されましたように、小学校5年生からの英語教育、この学年は3年生からに変わるというようなことも聞き及んでおりますが、2020年には大学入試も激変するというございます。評価において、読む、書く、聞く、話すなどが非常に組み込まれてくるというようなことも聞いております。子供たちが平等に挑戦できる、頑張れる子育て支援ではないかと思われまして、今しかできない支援だと私は思っております。先延ばしできない、大切な今しかできない支援ですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

検討していただけるということで、わずかの希望を抱きながら、このことについては2回で終わりたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひをしておきます。

それでは、3番目に移ります。

市役所窓口での住民サービスについてです。市役所窓口の住民対応については、全ての市民にスムーズな対応をすることが大切と思ひしております。手話や英語での対応のできる職員の配置は考えられないかということございます。今うきは市に聴覚障害者が軽度、重度、合わせて134名ほどいられるということ聞き及んでいます。私は健常者も障害者もともに生きるという感覚で日々暮らしてあります。健常者も障害者も、外国人の方も、住民皆平等に心配なくスムーズな対応、また職員も心配なくスムーズな対応ということ観点から配置をお願ひしたいと思ひるものであります。

お客様を迎えるに当たって、職員の安心感としてとても大切なことと思ひます。また、社会情勢においては、国際的ございますし、手話を学ぶに対しては近隣市町村では全職員が対象で管内教室を行っているところもあるということ聞いてあります。うきは市ではどう考えますか。そういうことです。手話に対しては、簡単な「おはようございます」「こんにちは」「こんばんは」「お元気ですか」「寒いですね」「暑いですね」、そういう幾つかのことをできるだけ廊下で会っても会話になるわけですね。そうしますと、障害者の方は市民参加を感じるわです。そういうことを思ひての質問ございます。窓口対応、また市を挙げて簡単なそういう手話をやっいてこうというお考えはないでしょうか。

1回目、終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま市役所窓口での住民サービスについて、市役所窓口到手話や英語ができる職員配置についての御質問であります。現在、うきは市には手話通訳士、手話奉仕員養成講座等を受講した職員が4名、手話奉仕員養成講座を受講中の職員が2名在籍しており、聴覚に障害をお持ちの方への行政サービスを行っているところであります。しかし、職員の配置については、福祉関係の部署を中心とした配置となっているところでございます。

議員の御質問にあります市役所窓口での職員配置につきましては、現時点では考えておりませんが、手話での対応が必要な場合における体制の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

また、英語での対応ができる職員についてですが、現在は英語に精通した職員の配置はできていない状況であります。しかしながら、英語に限らず、外国語に精通した職員というのは、議員御指摘のとおり、住民サービスの向上につながるものであり、あわせてインバウンド施策を推進する上で非常に重要であると考えております。議員御指摘の点も踏まえ、今後の職員の配置及び人事管理のあり方に生かしてまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

今、手話4名、2名と6名ほどいらっしゃるということであります。私も行政にお邪魔したときに、福祉課と本庁の間を行き交うときにやっぱり聴覚障害者の方とお会いします。私も手話教室に幾らか行ったことがありますので、簡単な御挨拶等しますと、にっこりして、もう本当に何とも言えない顔をされます。行政の職員さん全体が本当に5つか6つの手話をできるだけで非常に心も和んで、住民参加を感じると思いますので、そのこともあわせながらお願いをしたいと思います。

最後の答弁をいただいて、次に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しになりますが、議員の御指摘も踏まえまして、今後の人事管理、職員管理のあり方に生かしてまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、4番目、セルフネグレクトについてでございます。

セルフネグレクトとは、成人が通常の生活を維持するために必要な行為を行う意欲を失うことを言いますが、環境の悪化や周囲からの孤立、周囲への迷惑も考えられるが、市内での事例はあるのか。あるとすれば、対応はどうしておられるのか。全国的に数字として1万1,000人はいるだろうとされていますネグレクト、もっともっとあるだろうということが想像されておま

す。今後、多くなるであろうひとり暮らしや高齢化で多発するであろうセルフネグレクト、行政としての対応はどうするように感じておられるか。他人に対しての迷惑等もあり、整理できず、物が外に散乱し、風が吹くと飛んでくる、崩れてくる、道路に邪魔になっている。見かけ面でいえば、周辺に環境の印象が悪い、教育上悪い、犬や猫を世話が届かずに非常に飼っている、動物の死骸をそのまま放置しているなどなどの件もございます。

今言ったような件でございますが、家の外から見ても見えないごみ屋敷であるとか、本人の栄養状態が悪化しているとか、外との交流が絶たれる、助けを求めない、判断力も弱る、自分からSOSを出せない、もちろん仕事もできない、自信のない自分になるなどなどの症状がございますが、このことについて事例はあるのか、対応はどうしているのか、よろしくをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまセルフネグレクトについて、セルフネグレクトの市内での事例及びその対応についての御質問をいただきました。

ネグレクトとは、他の者による世話の放棄、放任であります。セルフネグレクトとは、自己放任、つまり自分自身による世話の放棄、放任と定義をされております。具体例としては、いわゆるごみ屋敷や多数の動物の放し飼いによる極端な家屋の不衛生、本人の著しく不潔な状態、医療やサービスの繰り返しの拒否などにより健康に悪影響を及ぼすような状態に陥ることを指しております。保健課が受けた権利擁護に係る相談件数のうち、セルフネグレクトと判断し対応した事案は、平成27年度が1件、平成28年度は5件でございました。近所の方、民生委員、福祉委員などが、生活が成り立っているのか心配で支援を申し出ますが、拒否されるケースが多く、その後、市へ相談が持ち込まれるという状況であります。

まず、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士などがその家庭を訪問し、状況把握を行いますが、多くの場合、本人に認知症の症状や精神疾患が見られ、家屋内の衛生状態の劣悪さからくる体調不良等により、治療などの必要がある者が多く見られます。また、トイレのくみ取りをしていないので、汚水が田んぼに流れ込んでいたり、野良猫のすみかになっているなど、近隣への影響が懸念される事案も見受けられます。

市の対応といたしましては、食の確保、配食サービスの提供などを指しますが、あるいは病院受診、介護サービス・施設入所の手続、法定後見の手続などにつなげる支援を行っております。今後は孤独死等の最悪の結果を未然に防ぐためにも、高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯に対する見守りのあり方について、さらに検討を行っていく必要があると考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 実は私が議員になって初めてのお仕事といたらなんですけど、相談がこれでした。もう8年ほど前です。私もなっただちでわかりませんで、どの課に

申し上げていいかわからない。それで、前のほうの駐在所にも足を運びました。それで、最終的にはもう自分がやるしかないということで、担当課も初めてみたいなことでした。もうこれ平成27年からですから、これよりもっと前のことですので、それで自分が直接行ってお話をしましたところ、非常に恫喝ではないですけど、怒りますし、家の中には動物がいっぱいだし、もう先ほど申し上げたような状態で、本当にタイミングよく「そんなら片づけましょう」と一言言って、その足で住環境の車を持ってきていただいて、気が変わらないうちに片づけたという案件がございまして、私は8年ほど前から経験をしております。

それで、これは非常に大事だなと思いつつ、今まで温めておりました。でも、今から大変重要な問題になるだろうということで、今回初めて申し上げたわけですが、本当に本人の健康状態、それから子供さんがおれば子供さんの健康状態も悪いし、孤独感、孤立感、そして御近所の方はその家が見えないように雨戸を閉めて、もう本当にその方と閉鎖的で、ごみを出しに行っても、何を捨てに来たかどうかと調べて調べるぐらいですね。そういうのがございました。だから、他人とのかかわりもなく非常に孤独だと思います。それで、このことについては本当に慎重に審議をしていただいて、相談があった場合、どこに走っていったらいいものかわからないではなくて、本当に大事なことでありますので、一応担当課、つなぎ課はここということで、そして私たち議員も協力しながら解決せんといけないんじゃないかなと思っております。本当にこれは人対人の気持ちの問題ですから、非常に難しいと思いました。たまたま私が申し上げたときは、「もうそんなら、あなたが言うなら片づけましょう」と言った言葉の気の変わらないうちに、あるトラックを持って行ってどんどん積んでやりました。結局、お隣にちっちゃい子供さんがいるから、道路等にもこう置いていたんですよね。ごみが舞っていて危ないんですよね。非常にお隣も恐怖感を感じておりましたので、この件は皆さんでよく話し合いをされて、今後大変多くなると思しますので、あんまり大変にならない前にやっぱり対応していくというのが大事ではなからうかと思っております。

窓口、一応つなぎの窓口、それと私は、当時そちらの警察署のほうにもちらほらとしてくださいというようなこともお願いをしました。いろいろ検討していただいて、セルフネグレクトの対応についてはよろしくお願ひしたいと思っております。

最後の答弁をお聞きして、次に移ります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長からも答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 平成24年に保健課のほうに包括支援センターが設置されて以降は、高齢者にかかわる事案につきましては包括支援センターのほうで相談の対応をいたしております。

今、市長のほうから答弁がございましたように、昨年度5件、事例がございました。その多くがかなり深刻な状況で、もう少し遅ければ本当に亡くなっていたような状態の方がいらっしゃいましたので、今後はもう少し早い段階からの介入をしなければならないというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 私の体験上、本当に早い対応をしないといけないということを痛感いたしました。この件、どうぞ行政の皆様よろしく願いをしておきます。

それでは、5番目の高齢運転者の安全対策についての質問をいたします。

全国的に高齢運転者による事故の報道が多く、市でも対策が必要と考えますが、市内タクシーの協会では高齢者に限り、高齢者というよりかは、免許返納者に限りということであります。利用料金を10%割引を6月1日からやっております。そういう運びとなり、高齢運転者の安全対策として今後、上記のような民間企業の施策に対する補助等は考えられないかということですが、この補助というのは、協会の10%プラスアルファのことを私は申し上げている次第でございます。年金生活者の人とか、いろんな高齢者の方おられると思いますので、なるべく安くつくように10%は業者をお願いして、プラスアルファが平等をお願いできないかということです。

このことに対しての私の思いでは、高齢者の方が加害者にならないようにという強い思いがありますし、もちろん制度化をして高齢者安全対策として民間企業施策としてコラボしての施策が考えられないかということ、また、民間も至るところにうきは市が点在しておりますので、大変対策に苦慮しているとは思いますが、免許を返上しない方の免許を取り上げる必要はないのですが、自分の体力、それから能力、それに応じた返納者に対しては何らかの考慮が考えられないかということです。そしてまた、タクシー券等の配付もよそではやっておりますけれども、これは1回限りでございますので、それでは孤立化して、またそれに対する認知等も思われますので、十分ではないだろうなと思っております。

もし施策に対して市のほうでそういうことをコラボして考えることができますならば、返納者に対しての年齢制限とか、認知度に対しての制限等を加えながら10%プラスアルファをどうだろうかと思っている次第です。安全対策、制度づくりの中でどうにか平等に考えられるすべはないものだろうかということでお尋ねをしております。日々ニュース等でいろんな報道がなされて胸が痛いものでありますが、そういうことで民間企業ではありますが、そういうことが考えられないかということです。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの高齢運転者の安全対策について、高齢運転者免許自主返納支

援事業についての御質問をいただきましたが、高齢運転者が交通事故の加害者となる事案が多い中、久留米市内のタクシー協会に加盟するタクシー会社が、運転免許証の自主返納者を対象に運賃から10%を割引サービスを本年6月1日から実施しております。また、このサービスは久留米市が実施する高齢運転者免許自主返納支援事業のタクシー利用券とも併用できるとされているところであります。うきは市内のタクシー会社におきましても、久留米市内と合わせる形で6月1日から市内3社のうち2社が、また、残りの1社は久留米市内の営業所が同様の割引サービスを実施しているところであります。

議員御指摘の民間企業の施策に対する補助とは、久留米市と同様にタクシー会社の割引サービスとは別に、市が補助を行うことでさらに拡充できないかという趣旨であると、今御説明がありましたので、それを受けての答弁とさせていただきます。

今回の久留米市及びうきは市内のタクシー会社の方々が、高齢運転者の事故防止の一環として独自のサービスを開始したことに對しましては、承知をしているところであります。ただし、市としての運転免許証の自主返納に対する支援策につきましては、諫山議員の御質問の折に答弁をさせていただきますとおり、公共交通手段確保の観点とセットで検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 熱い思いは加害者にならないということ、それと、家に孤立をしないということ、こういうことも含めての質問であります。市長が先ほどより諫山議員の答弁にもありましたように、このことについては深く審議をして制度化をして、皆さん平等に支援をしていきたいというお言葉がありました。そのことに期待をするものであります。

何らかの形でこれは考えていかななくてはいけない問題で、非常にうきは市も家が点在をしておりますので、このことについてはなるべく早急に考えていただきたいなと思います。本当に悲しいことが起きてからでは遅いので、よろしくお願ひしたいと思います。私たちもすぐ高齢者になって、すぐ次に続くものでございますが、ぜひぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、きょうは副市長が自動車学校校長として勤務をされて、長い間高齢者の免許証更新とかかかわってきたと思われまますので、一言高齢者運転免許証のことについて答弁を、気付いたこと等をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 副市長。

○副市長（今村 一朗君） 自動車学校の校長をしているときは、大変お世話になりました。今度から副市長ということで、また頑張ってまいりたいと思います。

自動車学校の校長をしていたときに感じたことということでございますが、毎日高齢者の方が講習にお見えになります。また、予約にもお見えになります。窓口でいろいろお話を聞かしま

すと、やはり免許証は手放せないということで、死守しなくてはいけないというようなお話をよく聞きます。免許証がなくなると大変生活に困るとい実態もよく聞いております。

ただ、体の衰えとか、そういったことで中には免許証を返納することとしたので、今回更新はしませんということでお話を聞いております。ただ、先ほどから市長が申しておりますように、やはりこの地域では免許証は絶対必要なのかなというふうに思います。そういう中で、できるだけ運転をしていただける方は運転をしていただいたほうがいいのかなというふうに感じておりました。というのは、やはり同じ年齢でも運転をしていらっしゃる方としていない方とではやはり健康状態とか考えてみても、やはりはつらつとしていらっしゃるというようなことも認識しております。先ほど市長が申しましたように、ひきこもりになったりとか、あるいは精神的に暗く、鬱になったりとかするという事例も新聞等で報道されております。ただ一方では、事故につながるということも非常に心配なわけございまして、自動車学校では今年度からですけれども、道路交通法の改正に基づいて、実技といいますか、実車指導の中で車の中にドライブレコーダーをセットいたしまして、車の前方と、それから運転者、ドライバーの方を両方同時に映して、それを終わった後にパソコンで同時に再生できるような装置をつけております。つまり、自分は自動車の運転がうまいんだという、先ほど議員の方からもありましたけれども、実際はどういう運転をしているかというのを客観的に知っていただくというような講習の内容に変わっておりますので、そういった取り組みの中で気づきをしていただいて、もう少しこういうところを気づきをつけていただいたらもっと安全運転になりますよと、そういった助言や御指導をさせていただければというふうに自動車学校のほうでは今年度から取り組むようにしておりますので、そういったことも含めて、高齢者の方の事故防止を図ることで、まさに気づくことで安全運転に取り組みをそれぞれしていただくことでより長く車に乗っていただけると。年齢がきたからとか、ちょっと少し体力が落ちたからとかということで、今国としては免許返納のほうに力を入れているところありますけれども、できるだけ乗っていただけるのであれば乗っていただいたほうがいいかなというふうに感じております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 現場の明確な答弁をいただきまして、本当に参考になりました。元校長先生のお話では、やっぱり乗っているほうが認知症にならないということで、私たちの知らない部分もたくさんあるかと思いました。この件に関しましても非常に大切な問題でありますので、市長のこの件に対しての熱い思いを一言いただいて、終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 諫山議員の質問の際にも御答弁させていただきましたが、やはり一番大

切なのは、高齢者の皆さんが事故がないようにどう抑止するか、安全対策をどうやるかが最初の我々に課された課題だと、このように思います。繰り返しての答弁なんですが、返納していたら助成をするというのは、返納したら助成をするという施策をうちが打てば、全ての高齢者の該当者の皆さんに返しなさいということ誘導することでありますので、そこについてはしっかり理論武装して対応しないと、間違ったシグナルを市民の皆さんに発信して混乱を招くと、こういうことを考えておりますので、ぜひとも御理解をよろしくお願いします。

○議長（榎川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 大変有意義な答弁をいただきました。ありがとうございました。

これで時間は早いですが、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（榎川 正男君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（榎川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は15時30分より再開します。

午後3時15分休憩

午後3時30分再開

○議長（榎川 正男君） 再開します。

次に、12番、高山敏枝議員の発言を許します。12番、高山敏枝議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

本日の最後でございます。大変お疲れと思えますけれども、一生懸命頑張りますので、よろしくをお願いします。明快なる回答をいただきたいと思えます。前向きな回答をいただければ、いつでも終了させていただきますので、よろしく願いいたします。

もう御存じと思えますけれども、本日は菊竹六鼓の顕彰の方法についてと、小さな美術館めぐりに関しての子供のことについてお尋ねをいたします。

菊竹六鼓という方は、もう既に皆さん御存じと思えますけれども、吉井の延寿寺出身で、福岡日日新聞というところで記者をされた方でございます。五・一五事件にかかわって、それから軍部が非常に強くなるといったときに、断固として軍部の批判をしてきた人です。世界を変えたというふうなことも言われるし、報道人としても非常に高く評価をされております。

浮羽郡の吉井町では、そういった業績を顕彰するために、昭和38年に菊竹六鼓会館を建設し、そして、その偉業を伝えてたわけです。62年に没後50周年の記念行事もしております。平成11年6月に、世界新聞協会によって「世界の報道人百人」に日本から2名だけ選ばれています。そのうちの1人ということで、非常に世界的にも力のあったといえますか、主義主張をきちんとされた人ということで顕彰されてきたわけです。

この人は、さっき言いましたように、軍部に対して断固として批判を変えずに、命の危険も顧みず言い続けてきた、そういう自分の主義主張を唱えた方です。今回没後80年というので、本当は7月21日ですが、7月14日に、その没後の記念行事をある団体で行うということになっております。

そのことに関しまして、先日、市長は千年のコミュニティーの総会の折に、この菊竹氏の偉業について、ある団体が没後80年の記念行事をしていただくと。市民みんなに知っていただいて、この菊竹氏の顕彰をしていきたいというふうなことをお話しされました。

その機会もありましたので、改めて菊竹六鼓記念館の展示室を見ました。非常に古くて暗くて、極端な言い方をすれば、見に行ったら背中がぞくっとするような雰囲気でございます。それで、市長がこの没後80周年記念に非常に肩入れをしていただいていることの一つは、これだけ古くなっている菊竹六鼓会館の展示室とかを改修するために、もっときちんとするために、80年の没後記念として支援していただくのかなというふうに思ったわけですが、公共施設総合管理計画の中を見ますと改修も改築もしないと。そして、この菊竹六鼓会館が使えなくなったら解体し、そして跡地利用を考えると書いてあります。

50年の記念行事はありましたけれども、その間、何もなくて今回の80年記念行事に対して思いがあるようですが、市長の思いがどこにあるのか。本当にこの方の顕彰をしたいのか。しかし、記念会館は解体する方向にある。やっぱり何かがあるからずっと続けていけるという部分はあると思います。

五庄屋にしても、田代重栄さんのことにしても、神社があつたり記念碑があつたりすることによってつながっている部分があると思います。そういうことを考えたときに、将来的には菊竹六鼓会館は解体しますと。でも、没後80周年の記念行事は、皆さん、菊竹さんをしのんでくださって、どこにあるんだろうかというのがわかりませんので、第1問で市長の本意をお尋ねいたします。

2問目。ことは80周年ですが、たまたま思いついてされるのか、今後90周年、100年という没後の記念については考えておられるのかどうか。そのことをどのように思っておられるのかをお聞きしたいと思います。

形があるから残していけるけれども、そのあたり10年後どうなのかなと思ったときに、私は非常にこの継承が難しくなるんじゃないだろうかという思いがいたしました。形がなくなれば、なおさらやっぱりそういう定期的な記念行事的なものが必要なんじゃないだろうかという思いがしたわけです。

そこで2問目に、90年、100年の没後についてはどういうお考えをお持ちなのか、もちろんそのとき市長の権限があるかないかはわかりませんが、方向性としては、せつかく久しぶりに

といいますか、没後80年記念のときにそういう方向性を出しておくというのは、ある意味必要なんじゃないかなという気がいたしますので、そのあたりを2問目としてお尋ねしたいと思います。

先日、私たちはルネッサンス戦略について勉強会をいたしました。ルネッサンス、つまり再生、うきは市の宝や歴史や自然やいろんなものを戦略の中に組み込んで、この計画自体は人口減を食いとめる、あるいは人口をふやすための策ということではあります。しかし、私はこの5年間で人口をふやすというのは本当に至難のわざだと思っています。

全国どこでも人口が減っている中で、このルネッサンス構想をしたからといって人口がふえるとは早々考えられません。じゃ、今この視点は何なのかって言ったときに、このルネッサンス戦略、うきは市の再生というのは、うきは市、へえ、あっ、そんなところ、えっ、そんなのがあるの、ああって、そういうふうに、もう一回うきは市の宝や自然やいろんなものを見直して、あっ、そういうところなんだ、あっ、そういうすばらしいところなんだと。これが、テロワールであり、スイーツであり、歴史であり、そんなことだろうと思います。そういったことを、この5年間でしっかり基盤をつくって、うきは市のよさを、宝を、自然の美しさを、そういったものを市民全体でもう一回再生し、そして、よそに流していくことによって入り込み人口をふやす、あるいは住んでくれる人をふやす、そういうルネッサンス構想の一端ではないかというふうに感じました。

そういったことから考えたときに、私は、人というのもうきはの宝として、世界に日本では2人しか入らない人を、吉井、うきはが出したということは非常に大きな宝だと思います。そのことがルネッサンスになかったというのはちょっと悲しいなと思いつつ、でも、これを機に80周年の記念行事をするとともに、今後の方向性として出していただきたい。そして、歴史や自然や土地や、それと同時に人も、こんなにすばらしい人がうきはにはいたんだというこの観点でやっぱり発信をしていただきたいというふうに思います。

そこで、ただ、記念館がなくなったりすればなかなか思い出せない。90年、100年をするに当たっては、市民にアイデアを募りながら、しかも、その協賛金を得て行うという考え方が提案できないかなと思っています。何でも市に補助してください補助してくださいと言うのはやすいけれども、うきは市のように非常に財政的に弱いところは補助頼りではいけないと思います。ただし、これだけのすばらしい人がいるということは、うきは市民にとっての宝です。特に、福富地域の方の菊竹六鼓さんに対する思いは非常に強くて、私の友達のお母さんあたりも、ここは菊竹六鼓さんがねっていうのでずっと聞かされてきたというのを友達から聞いています。

そういった面から言うと、やっぱりこの宝を市で守っていこうということにおいては、私は協賛金を集めてでも、皆さんでアイデアを出し合って、こんなすばらしい人を顕彰していこうとい

う発想があつていいのではないだろうかと思いますが、3点目に、市民によって明確に認識していただくために、顕彰のイベントを市民からのアイデアと協賛金で行うというような発想ができませんでしょうか、3点目にお尋ねします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま菊竹六鼓顕彰方法について、大きく3点の御質問をいただきました。

まず1点目が、功績の継承と菊竹六鼓記念館の解体についての御質問であります。菊竹六鼓記念館につきましては、平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画にも明記しておりますように、建築から50年以上経過した菊竹六鼓記念館につきましては、予防保全型の維持管理のもとで可能な限り存続させますが、次回の更新、建てかえ時期には建てかえは行わず、解体して跡地の有効活用を図りますと、このように記載をさせていただいているところであります。

なお、収蔵品等につきましては、菊竹六鼓氏の偉業を広く市民に周知するため、今後集約する新たな展示施設に専用の展示コーナーを設け、より多くの人にその偉業を発信してまいりたいと考えているところであります。

それから、2点目と3点目の御質問は、今後の取り組みの関連でもありまして、今後の取り組みで関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

現在、議員御指摘のように、ことしの7月に、没後80年に向け後世に伝えていくイベントの準備が進められているところであります。市といたしましては、菊竹六鼓氏の偉業を広く市民に周知することが、まず重要であると考えております。今後、広く周知を徹底することにより、結果、機運が高まり、没後90年、100年の節目の年には市民の力による盛大な顕彰事業に結びつくよう努力していきたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 確かに、今の菊竹六鼓会館というのは寄りつきが悪いです。そして、駐車場も少ないということで、一般に広くは使われておりません。一部の人たちといいますが、地域の人たちにしか使われていないという現状はあります。だから、改修は無理だというのもわからないではないんですが、これだけの偉業というのを吉井町ではちゃんときちんと捉えてきております。やっぱり菊竹六鼓さんが何をした人かというのを知っている人は、もう今なかなか、特に若い人は少なくなってきたけれども、菊竹六鼓会館というのがあるだけで、菊竹六鼓さんの名前というのはいよいよ皆さんが意識に持っておられます。どういう人なんだろうって思ったときには、銘板を見ればそこにいわれも書いてあります。しかし、その建物がなくなる

ということになると、やっぱり意識からは抜いていこうと思います。展示コーナーを設けて、そこに一コーナーとして置いていただくというのはありがたいことではあるけれども、なかなかそれでは継承がしにくいんじゃないかなという気がいたします。

しかし、今言いましたように、一部の人であったり、一部の地域であったり、なかなか広く利用されていないということ、それからまた、これを建て直すということになると、かなりの建設費とか出てきます。だから、そういった面で、残してくれとはあくまで言えない部分もありますが、うきはの吉井町からこんな世界的な偉人が出たんだというこの顕彰は、やっぱりきちんとしていただきたいという思いがあります。特に福富地域の方は、地域の人というので誇りを持っておられます。先ほど言いましたルネッサンスの戦略でもありますように、市にある宝、そういったものをきちんと捉えて、そして発信していくという一つの方向性から考えても、これはやっぱりきちんと方向を決めていただきたいと思いますが、今後考えるのではなくて、この80年の記念をするときに何らかの形で示していくべきではないだろうかと思いますが、今後の検討課題というよりは、7月14日に没後80年の記念行事を行う予定になっておりますが、それに向けてどういう行動を起こされるおつもりか、それがいいのか、あるのか、考えるのか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 菊竹六鼓氏は本当に偉大な、我がうきは市が誇る先人だというふうに思っております。

そして、没後80年、ことしの7月にイベントをやられる市民団体の皆さんの発想の中には、くしくもことしが日本国憲法が施行されて70年、まさに我が国の日本国憲法、主権、平和、人権、この3大原則を掲げている大きな、本当に我々の礎である憲法であります。

そして、アメリカではトランプ大統領が誕生して、今、分断、格差というのが大きな課題になっておりますし、日本国憲法のあり方をいろいろ見直そうという動きもある中で、市民の皆さんが、まさに菊竹六鼓氏がいろんな迫害を受けながら軍部批判を貫いた、その延長線にやはり日本国憲法の平和主権があるわけであります。

そういう思いをはせるときに、ことしの80年というのは本当に大きな意味があるんじゃないかと。私も聞くところによりますと、もともと西日本新聞社の前身である福岡日日新聞で、30代で編集長になられたわけであります。その後に西日本新聞ということですが、今の西日本新聞の社長も、もう本当にすごく関心を持って、我々の先輩でもありますから、しっかり一緒にやってみようとか、あるいはテレビ局のTNC、テレビ西日本も大きな関心を示しております。

顕彰事業というのは、議員が御指摘されているのは、ハード面の顕彰事業にすごく力を入れて

主張されていますが、私はもう一つ、ソフト的な顕彰事業があると思います。私たちに今必要なのは、そういう形よりも、まず、これだけ偉大な先人がいたことを、特に次の時代を担う子供たちに伝えていくこと、ソフトが重要ではないかと非常に強く思っているところでもあります。

また、ハードについても、お聞きするところによると、昭和38年にこの記念館が建設されるんですけども、顕彰事業として、市民の皆さんの浄財というか、寄附である記念館が建ち上がったということも承知しております。そういう我々の先輩というか、先人の思いもしっかり受けとめながら、ハード対応というのも十二分に必要であります。それに勝るのは、ソフト対応でこういう偉大な先人がこの地にいたということの特に若い人たちに伝えていくこと、これが一番重要ではないかと思っているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） まさにそうです。子供たち、中学生を呼べないとか、いろいろ今その団体においても検討をしております。というのは、先ほど言いますように、この思いを伝えていきたいということ、結局、先ほどから言いますルネッサンス戦略にしても、そういうソフト部門、うきはのよさとか、うきはのすばらしさの根底になっていると思うんですね。そういうソフト部門をきちんとこの5年間で積み上げ、そして発信していくことが、これからのうきは市の人口を減らさない、あるいはふやしていく、流入人口をふやす、その基盤だと思っています。だから、そういう面からいっても、菊竹六鼓さんのこの事業というのを、没後80年の記念事業というのを私はしっかり捉えていただきたい。

今、子供たち、次期の後継者に伝えていくという思いをおっしゃいましたけれども、市長が考えるソフト部門、この80年記念行事ではどうお考えになり、どうそれを対応されるおつもりですか。今度はもういいけど、今後考えていくということなのか。私はせっかくこの80年記念行事を久方ぶりにするんだったら、そこで、子供にしる、あるいはうきはの若い人にしる、菊竹さんの人格をきちんと知らせていく方法というのを、やっぱりそれなりに打ち出すべきではないかと思えます。その上で持って、やっぱりハード事業があるというふうに思えます。

今、私が言っているのは、7月14日にせっかくするんですけども、ただ、今のこの時世で、たまたま時世的に合ったからしたというのではなくて、これを契機に90年、100年、そして続けていくとするならば、今回の7月14日の記念行事に合わせて、やっぱり方向性もきちんと出すべきだという思いがあるので、きょう申し上げております。市長もソフト部門で伝えていきたいと言われましたが、そのソフト部門をどのように伝えていきたいというふうに考えておられるのか、そのことを教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 菊竹六鼓記念館が完成した昭和38年、思い返せば今から54年前、ま

さに行政というよりも市民の力である記念館ができ上がったものと思います。今後においては、やはり市民の力、ソフトにおいてもハードにおいても、市民の力、市民の発想で物事をやる、これが非常に重要ではないかと。もう何でもかんでも行政が引っ張っていても長続きしないし、なかなかついてこないのではないかなと。そういう面で、今回7月に予定されている市民グループの顕彰イベントは、まさに市民の皆さんのアイデアでやられるということに、私たちも非常に敬意を表するというか、非常に心強く感じているところであります。

そういうことで、市民の力ということで、行政は何もしないというわけではなくて、やっぱり皆さんと行政がパートナーとなって、行政についても市民の皆さんと一体となって、こういうすばらしい先人をしっかり後世に引き継いでいくような、そういう取り組みをぜひやっていきたいと思っております。

議員も御承知のように、単純に比較すると、またいろいろ語弊があるかもしれませんが、ことは没後31年ということで、エリソン・オニヅカ氏も毎年毎年、去年が30年の節目でありました。ことしが31年ですが、そういう節目にとらわれないで、一切行政除きで、市民グループだけで30年、31年、多分来年度もやっていかれると思いますが、そういうふうに継承している事例もあるわけありますので、何でもかんでも行政で丸抱えするというのはいかがなものかなと思っております。

したがって、行政も菊竹六鼓氏だけではなくて、ほかにもいっぱい本当にすばらしい先人がいらっしゃると思いますので、まさに市民と一体となってそういうことをつないでいくことが、御指摘のように地方創生につながっていくと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 確かにおっしゃることはよくわかります。今度も民間団体ですけれども、だからといって、そこに任せっきりというのでは、

————— [発 言 取 り 消 し] —————

やっぱり誰かが引き受けてくれるにしても、市としてもそういう方向性は持っていますよというのを出すべきではないかという思いがあります。

それから、実は平成11年に「世界の報道人百人」に選ばれたときに、吉井町ではこういう「順風六鼓」というものを出しました。そして、これをシリーズで出して偉業をずっと紹介していきました。やっぱり今、六鼓会館があったことによって、名前は覚えられていますけれども、この内容、人柄というのはつながっていないのも事実だと思います。

そこで私は、さっき言いましたように、いろんなことを市民に知っていただくためにも、いま一度市民に喚起をするためにも、六鼓さんの人格、行動、そういったものを振り返る何かをやっぱりしていただきたいと思っております。それは、民間団体でしろと言ってもなかなかできないことで

す。そういったソフト部門で、新たな思いでしていただけないのかなと。そういう発想が出てくるかなと思っていましたけれども、ありませんので、ぜひこういった、やっぱりもう一回、そういう顕彰するための材料を市民に与えていただいて、こんなにすばらしい人がいたんだから、やっぱりつなぎましょうよというような働きをぜひしていただきたいと思いますが、その件に関してはいかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 菊竹六鼓氏に関しましては、いろいろ資料があります。あるいは記念館の建設の経費とか、本当にたくさんの貴重な資料があります。こういうのを、ちょっと今、市民の皆さん、あるいは市外の皆さんに一目でわかりやすくお知らせするようなパンフレットというか、そういうところの作成に今着手をさせていただいているところでもありますし、また、これだけ市民活動家の皆さんが後世に語り継ごうとしておりますので、行政は裏方としてバックアップするという意味で、広報うきはにそういう取り組みを紹介するとか、あるいは先ほど言いましたように、西日本新聞社の柴田社長にも直接お目にかかって、そんなお話もさせていただきましたし、テレビ西日本の上層部のほうにそういうお話もさせていただいております、行政としてできる、要するにバックアップできるようなスタンスの中で、いろんな取り組みというのはいろいろさせていただいているところであります。

1つだけ残念だったのは、詳細にはあれなんですけど、一度、菊竹六鼓がテレビで紹介されたときがあるんですね。あれは毎日新聞系、RKBだったと思うんですけど、これがちょっと著作権の関係でなかなか簡単に持ち出せないという話があります。三國連太郎が菊竹六鼓に扮してすごい演技をやった1時間のドラマがあるんですけど、あれを何とか貸し出しができないのか、いろいろ当たっているところなんですけど、ちょっといろいろ厳しい面があるようでありますので、我々としては、縁の下の力持ちではありませんが、市民活動の皆さんをしっかりバックアップするような体制でいろんな取り組みを今後もさせていただきたいと思っていますところであります。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 今言われたように、本当に菊竹六鼓さんの偉業については、各方面でいろいろ今までもなされてきております。筑紫哲也さんも、はっきりしたそういう論評も述べておられますし、あるいは「世界の報道人百人」に選んだ木村さんという方の文言も残っております。

実はルネッサンスの中で、こういうふうにきれいにわかるようにしていただいているんですね。だから、本当はこの中の一部に菊竹六鼓さんがあったらよかったなというのを非常に思ったんですが、こういう形で、うきは市の宝、人を紹介するものをつくっていただくということですので、それはそれで期待を申し上げたいと思います。

また、こういったことで、それぞれがすばらしい人というので称賛されておりますので、このことをきっちり知らせていく、それはやっぱり今生きている私たちの努めだろうと思います。子供たち、次の世代に伝えていくべき、そういったものをしっかりしていかなければならないというふうに思います。

民間団体が今度やりますけれども、その後続けるように、何とか昭和38年の建設当時のような市民全体の思いというのが集まるような、やっぱりそのあたりは、1団体というよりも市としての方向性があるべきではないだろうかと思いますので、そのあたりも含めて、しっかり今後、80周年は終わりますけれども、90年、100年に向けてぜひ市長の決断をしていただきたいと思っております。

全てを市に任せるとか、市に委ねるというのではなくて、やっぱりその方向性を出していただいた上でみんなでやっていこうよという、その姿勢は私は必要だろうと思っておりますので、今度の80年の行事に合わせてでも、今後こういったものをやっぱり続けていきたいという思いは今回伝えるべきじゃないかなという気が私はしておりますが、再度、今度の80周年記念の折にでも、次回に向けての方向といいますか、方針、そういった抱負は出ないのでしょうか。最後にもう一回お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 90年、100年という節目節目も重要であります。私は毎日が重要だと思っております。いろんなところで菊竹六鼓氏の話もさせていただいておりますが、やっぱりいろんな形でこれを伝えていく、それが私の責任だろうと思っております。

議員のおっしゃるように、20世紀の世界のジャーナリスト100人の中の1人、日本人からは大阪朝日新聞の長谷川如是閑と菊竹六鼓の2人、まさに反骨のジャーナリスト菊竹六鼓氏をです。もう本当に地域の誇りとしてずっといろんな形で伝えていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 市長の、毎日発信していくというその決意は非常に感銘をいたしました。なかなか毎日発信というのはできにくいので、事あるごとにとこの思いがありましたけれども、今、市長が毎日でも発信するという、その思いをお聞きしましたので、ぜひこの偉業については、やはりうきは市の宝として顕彰を続けていただきたいということを最後にして、次の質問に入らせていただきます。

5月の初めに、第27回の小さな美術館めぐりが開催されました。毎年私も行かせていただいておりますけれども、とみに最近、子供たちが来るというのはほとんど見かけません。それで、毎週金曜日に、千年小学校ですけれども、読み聞かせに行っておりますので、5年生、6年生にお聞きしましたら、1クラスのうち3名ぐらいが、ああ、知っちゃう、美術館めぐりがありよる

で知っちょると。行ったことはと言うと、ないと。ほとんどゼロでございました。

そこで、この27回目となる、このうきは市の芸術・美術に対する市民の造詣、それをあらわしているこの美術館めぐりに対して、子供たちがどのくらい参加しているのか、その状況を把握されておられますでしょうか。それを1問目でお尋ねしたいと思います。

2問目は、子供たちに芸術とか技術とかということをお教えしようと思っても、一朝一夕にはなり得ません。やっぱり日ごろのいろんな芸術や音楽、そういったものに触れ合う中で、それぞれの一人一人の中にそういう芸術性が醸成されていくものだろうと思います。

27回もこういう美術館めぐりという芸術性のあるものが続いたうきは市という土壤は、私は素晴らしいものがあると思いますが、これが子供につながってっていないということは、逆に言うと、つながっていかない危機感があるんじゃないかというふうに思います。

そこで、子供たちに参加しなさいと言っても、なかなか今、交通事情があったり、自転車にしても危険性があったり、できにくい現状があります。だからといって、親に案内して一緒にというのも、忙しい親にとっては難しい面もあるかと思っています。

そこで、美術館めぐりじゃなくて、それぞれの小学校に絵が掲げられております。この絵画の学校めぐりを考えられませんかでしょうか。学校に行ったときに、子供たちは絵があるのはとても楽しみでよく見ます。しかし、それが6年間同じところに同じ絵がずっとかかっていると、マンネリ化して、絵の鑑賞とか、新たなそういう感受性を育てるとかいう部分にはなっていないような気がします。しかし、こういう芸術、美術、音楽、そういった心で感受するものは人間を豊かにします。そういうことを考えたら、せっかくあるこの学校の美術品を、学校をめぐらせて、ああっ、どこどこ小学校の絵が来ている、うちの小学校の絵が何年後に返ってくる、新たな刺激を子供に与えることによって、絵画への関心、視点、そういったものを身につけられるのではないだろうかと思っています。

本物を見るという、これは有名な絵ではないかもしれませんが、本当に本物、書いたそのものを見るというのは、筆のタッチとか、色の重なりぐあいとか、遠近感とかいったものは、写真やそういったものでは味わえない本物のよさがあると思います。ましてや、学校に贈られている絵というのは、それなりの物語とは言いませんけれども、背景があります。そういったものを学校として次に貸し出す際には、逆にそのことをしっかり見きわめて、こういういわれがあつて、こういう人から贈られた絵を次に贈りますというような、改めて今までそこにあった絵に対する価値観が生まれてくるのではないだろうかと思っています。

そこで、学校が今10ありますけれども、それをめぐらせて、美術館じゃなくて絵のほうにめぐっていくと、子供たちは交通面も心配しないでいろんな刺激を受けられると思いますが、そういう考えができないでしょうか。

以上2点についてお尋ねをいたします。

○議長（榎川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま小さな美術館めぐりと市内子供たちの感性の育みについて、大きく2つの御質問をいただきました。

1点目が、市内の子供の参加の状況の把握についての御質問であります。市内の子供たちの見学状況について具体的な数値等は把握しておりません。市内12校の小・中学校長へ確認した結果では、12校中7校の児童・生徒について若干の見学者が見られるものの、残りの5校についてはほとんど見受けられないという認識でありました。

また、小さな美術館めぐり実行委員会にお尋ねしたところ、やはり受付名簿等からでも把握が難しいということでありました。また、概数につきましてもお尋ねしたところ、見学者の約1割程度は親子連れの見学者も見受けられ、総数から割り出すと市内の子供たちの見学者数は約300名程度ではないかということでありました。

2つ目が、子供たちの豊かな感性を育てるためにも、市内小学校にある絵画の学校めぐりを考えられないかという御提案でございますが、このことにつきましては教育長より答弁をさせます。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 子供たちの豊かな感性を育てるための市内小学校にある絵画の学校めぐりについての御質問でございますが、芸術に触れて感性を育てるために、市内小学校につきましては、4年、5年、6年を対象としたミュージカル劇やクラシックコンサート等の鑑賞会を毎年行っております。中学生につきましては、県市町村振興協会の主催による中学生の未来に贈るコンサートで定期的に鑑賞会を行っております。

御指摘の市内小学校にある絵画作品の学校めぐりにつきましては、感性を育てる教育に関する御意見として参考にさせていただきます。

今後、市内小学校の対象となり得る絵画の保有状況や、移動により絵画を損傷しないようにするためにどのような方法がよいかなど、実施も含めまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（榎川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 浮羽町では、検討しますということは何もしませんということですよと言われたことがあります。検討していきますということですけども、では、何をまず検討の第1に上げられるのか。また、いつまでぐらいにそれを結論として出していただけるのか。そのことについて、まずお尋ねをいたします。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど議員が申されたように、いわゆる本物体験、すなわち子供たちが見て価値があるのかというところが1つ大きいのかなと思っております。

したがいまして、私もこの御質問をいただいて、学校に行ったときなんか校長室なんかを見るんですけど、確かに御幸小学校の校長室、絵が1枚ぽんとあります。これを子供たちが見てどうなのかなという思いで見させていただきました。したがいまして、まずは保有状況がどうであるかということを確認させていただきたく思います。これは責任をもちまして確認いたします。

それから、それが本当に子供たちに見させるだけの価値があるのかということも検討いたします。そういった作業をさせていただきまして、最終的には校長会のほうで、こういうふうな状況があるけれども、どうだろうかという御提案をさせていただこうと思いますので、よかったら1学期ぐらいお時間をいただければと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 一番大事なことは、各学校の絵画の質といいますか、それをまず把握することだろうと私も思っております。それと、把握するということは、失礼ながら先生方も、あるものとして見ておられて、本当にそこそこの学校のどういう絵がすばらしいとか、あそこの学校にはどういうのがあるというの、恐らく無意識的なものになっておられる可能性があると思うんです。例えば、年間3点貸し出すとかいうと、じゃ、3点はどれを選ぼうとか、その価値観とか、それから、今言われた運搬に対応できるのかとか、いろんな観点でその絵画というのを見ると思いますし、また子供たちにもそういう視点で説明なりなんなりがあるのかなと思います。

私は、ただその絵画をめぐるだけではなくて、それを機会に、やっぱりそういう美術・芸術に対してみんなで同じように考えたり、話したり、検討するという、この体験が一番大事ではないだろうかというふうに考えます。

また、この移動に関しても、PTAあたりを巻き込めば、PTAの親御さんたちも学校にある美術・芸術に対しての見方が変わってくるんじゃないか、そういったことを考えて、ただ絵をめぐるだけで、それで済むのではなくて、やっぱりそういういろんな環境が変わることによって、子供への刺激とか、そういったものが新たな美術に対する視点になっていくんじゃないかという、その思いがあるわけです。

そこで、そういったことをぜひしていただきたいと思いますが、必ずや取り組んでいただくということで期待を申し上げますが、このことは通告しておりませんが、実はこの市民が描いた絵画について市長にお尋ねをいたします。

今から3年前だったと思いますけど、ある方が描かれた絵が賞を受けられました。それを、いろいろな席でお話しして、やろうと言われたので、じゃ、市に下さいと言って約束を取りつけましたが、市長はどこに飾りますか。飾るところがないと言われましたので、そのままになっています。浮羽町の人ですので、浮羽のコミュニティーとか、浮羽のどこかに飾れたらいいなと思っ

てはいたんですが、なかなかそういう機会がなかったんですが、今回、生涯学習センターが新しくできます。そういったところに、市民が描いている、しかも、これはただ描いているんじゃないで賞を受けています。そういったものをぜひ飾っていただきたい、これもやっぱり市民の、あるいは子供のそういう芸術・美術に関する刺激になると思いますが、こういったものを飾るということをお約束していただけないでしょうか。私はその方に、譲り受けたと言ったまんま、そのまんま返事をしておりません。

市長は、西別館の絵は御存じでしょうか。入り口正面にあります絵は御存じでしょう。あれは吉井町の尾花成春さんが描かれた絵を拡大して、レプリカとして壁に大きく延ばして張り込んであります。もともとうきは市は、芸術・美術に対して造詣の深いまちだろうというふうに私は自負しております。そういったことから考えて、せっかく賞をもらった絵があるというなら、しかも、あげますというなら、私は今度の生涯学習センターにぜひ飾っていただきたいと思いますが、通告はしておりませんが、絵画という点でお返事をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、その認識としてでございますが、今、我々は地方創生の取り組みをさせていただいております。地方創生の「創」、つくるという字は、全く過去にないものを新たにつくるということで、なかなかこれが非常に難しい。結局、過去にないものを新しくつくるといことは、やっぱり人材というか、人が全てでして、その人の感性とか文化力が試されるといふふうに称されております。

一般に私どもは、どちらかというと前例主義で、今まであったものをそのままやるというのは、これも重要なんですよ。行政を担う者というのは公平公正にやらなくてはいけない。そうすると、やっぱりしっかり前例を押さえて、どう長く継続していくかというのも、本当に行政マインドとして重要なんですが、こういう発想だけでは地方創生はできないと思っております。常日ごろから、やっぱり人材、その人の感性、文化力ということをおっしゃって、それが大いに議論されたのが総合教育会議でありました。その会議の議論を受けて、うきは市教育大綱に、見ていただければわかるように、すぐれた芸術や音楽に触れることのできる機会をつくり出すということで、リトミック教育を初め、種々具体的な文化取り組み事業というのを進めさせていただいております。何も絵画だけが文化ではないということをおっしゃりたいところなんです、しっかりそういう我々文明的な発想で仕事をやってきた人間からすると、文化的な発想で仕事への切りかえというのは非常に難しいところがあるんですが、しかし、この文化力なしに地方創生は相ならないと認識しておりますので、絵画を含め、あらゆる芸術・文化について、しっかり次の時代を担う子供たちにそれをつないでいく、そして、感性豊かな文化力にあふれた子供、次の

世代を育成していきたい、そういうふうに思っております。

具体的な御提案については、スペース的な問題とかいろいろありますので、御指摘はちょっと踏まえさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） まさに人をつくるという意味では、その方は別の仕事を持って、一生懸命仕事しながら、合間合間に絵を描かれて、そして、それをいろんなところに出品され、そして賞を受けてきておられます。だから、やっぱりそういう人となりを経てきたこの絵画というのを、私はきちんと受けとめてやるべきではないかという気もいたしますし、もちろん美術・芸術は絵だけではありません。音楽もあればいろんなものがありましようけれども、一番目にして感じやすいというのは絵があると思います。音楽も、それは確かにすばらしいし、それぞれの感受性があります。でも、やっぱりそのときの感動というのがいつまで続くかということを考えると、絵であれば繰り返し繰り返しその思いを味わうことができるという面もあると思いますので、やっぱり私はいろんなところに絵画を飾っておるというのは、すばらしく芸術的・美術的に刺激になると思います。

今回、生涯学習の建物の中には、異世代を越えた人が触れ合えるような、図書機能を持ったといますか、そういう多目的なところをつくるという、そういうあれもあります。だから、ぜひやっぱりそういったところに掲げていただきたいという思いがあります。音楽やほかのものを否定するものではありません。ただ、せっかく賞をもらった、誰でもがもらえるものじゃない、そういう賞をもらったその絵があるということは、やはり大事にしていきたいし、市民に見せたいという思いもやっぱり私は受けとめてやることというか、そのことのほうが、その方の創作意欲もまた出てくるし、すばらしいことではないだろうかというふうに思っております。

せっかく機会で、今度建物ができるならば、やっぱり絵の1つ2つは飾るべきだろうと思いますので、そういう場所にできれば賞をいただいたものを飾るということは、私はぜひ受けとめていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。それでもまだ検討事項として返事ができないのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御意見としてしっかり承っておきます。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 早速にでも私は、この市のあれにいただきたいと思って、本人さんに申し伝え行こうかなというぐらいに思っていたんですが、その方もお年ですので、早く喜びを伝えてあげたいし、その方が完成を間近に、やっぱり楽しみを持っていただきたいと思ったんですが、生涯学習課長のほうにはお願いをいたしました。ぜひ検討していただきたいと思いま

す。

私は、このうきは市というのは、そういう芸術・美術、いろんなものに関しての関心度合い、そういったものが高いところだと誇りに思っております。そういったことが、今回の地方創生のルネッサンス構想の中にもありますように、市長がいつも言う、市にある宝、市にあるすばらしいものを広めていくという、これに合致していることではないかと思えます。

テロワールにしても、スイーツにしても、さっき言いました歴史にしても、いろんな取り組みで今度ルネッサンスの中でしていただきます。ぜひともこの中に、人という観念と、それからそういう芸術ということ、それもやっぱり私は今後ぜひ考えていただいて、うきは市のよさをさらにグローバルにしていきたいということを最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございますという言葉が出ますが、私は議員の研修のときに一般質問で議員はありがとうございますと言うべきではないという指導をずっと受けてきましたので、申し上げます。これで終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで、12番、高山敏枝議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日は散会します。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。

午後4時23分散会
